

新しい中野をつくる 10か年計画

2005～2014年度

素 案

平成17(2005)年7月
中 野 区

も く じ

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	未来への扉をひらく4つの戦略と行政革新	3
第3章	10年後の中野の姿とめざす方向	21
第4章	持続可能な行財政運営のために	105

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の意義

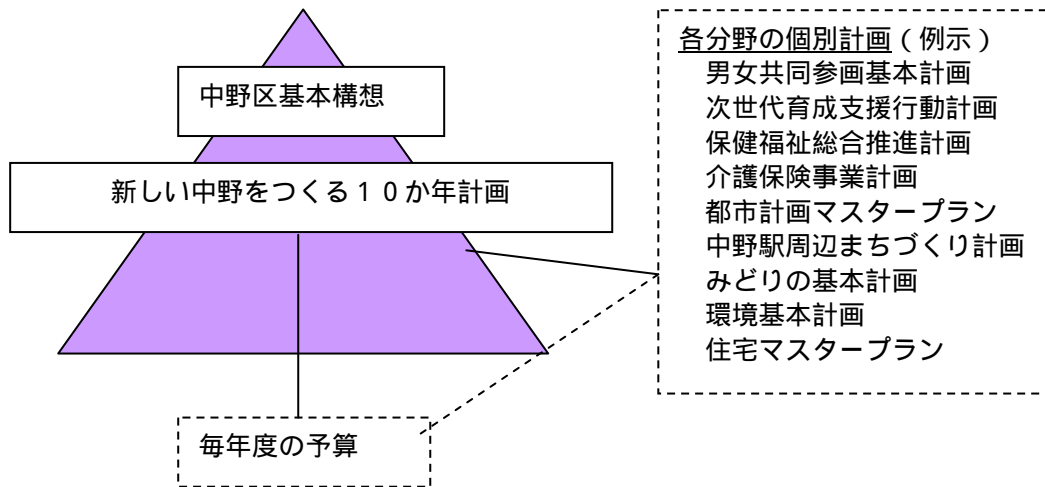
区は、著しい社会環境の変化に伴い、昭和56(1981)年に制定した基本構想を改定し、平成17(2005)年3月に、新たな基本構想を制定しました。

この基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、中野のまちの将来像を示した上で、10年後に実現するまちの姿を明らかにしています。また、この基本構想は、人々が力を合わせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であると同時に、区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な指針となるものです。

新しい中野をつくる10か年計画(以下「10か年計画」という。)は、この基本構想の掲げる理念と10年後の中野のまちの姿を受け、これを実現するための基本計画として策定します。

2. 計画の性格

10か年計画は、基本構想で描く基本理念を実践するとともに、10年後の中野のまちの姿を実現するために、区が取り組むべき方策を明らかにします。この計画は、中野区の基本計画として、中長期的な目標と戦略を明示し、目標を達成するための手段である事業について、予算や人員などの経営資源を最大限に活用し、もっとも効率的、効果的に展開していくための基本的な方向を示すものです。



3. 計画の構成

この計画では、とくに区民生活に大きな影響を与える課題4つについて、先導的、効果的に取り組むための戦略と、この戦略を有効に展開していくための行政革新について示しています。(第2章)

また、計画では、基本構想で描く4つの領域とその柱ごとに、10年後のまちの姿を実現するため、目標を掲げて総合的、体系的に取り組む戦略として「施策の方向」を明示しています(第3章)。この「施策の方向」では、将来像の達成状況の目安となる成果指標と目標値を設定するとともに、それを達成するための手段として「おもな取り組み」を示しています。

「施策の方向」については、行政評価制度により、施策の達成状況を常に検証しながら、事業の見直し・改善を進め、10年後のまちの姿を着実に実現していく取り組みへとつなげていきます。

さらに、行政革新を行い、持続可能な行財政運営のための具体的な取り組みも示しています(第4章)。

4. 計画期間と内容の改定

10か年計画の計画期間は、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10年間です。この計画は、策定後も目標の達成度の検証などを行いながら取り組み内容の改善を図るとともに、おおむね5年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定していきます。

第2章 未来への扉をひらく4つの戦略と行政革新

いま、中野のまちには、商店街の衰退やヒートアイランド現象、子どもの虐待や問題行動、高齢者の健康不安などが、大きな影を落としています。同時に、これらは、産業の空洞化や地球環境の破壊、少子高齢化などの形で、日本社会全体の大きな問題にもなっています。

こうした問題を地域から解決し、基本構想で描く「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」であふれる中野を実現するためには、区民や事業者のみなさんと力をあわせて、効果的な取り組みを進めることが不可欠です。

区民生活に影響を与える大きな課題を中野のまちから解決していくため、次のとおり4つの戦略を定め、10年間で優先的に取り組みを進めていきます。

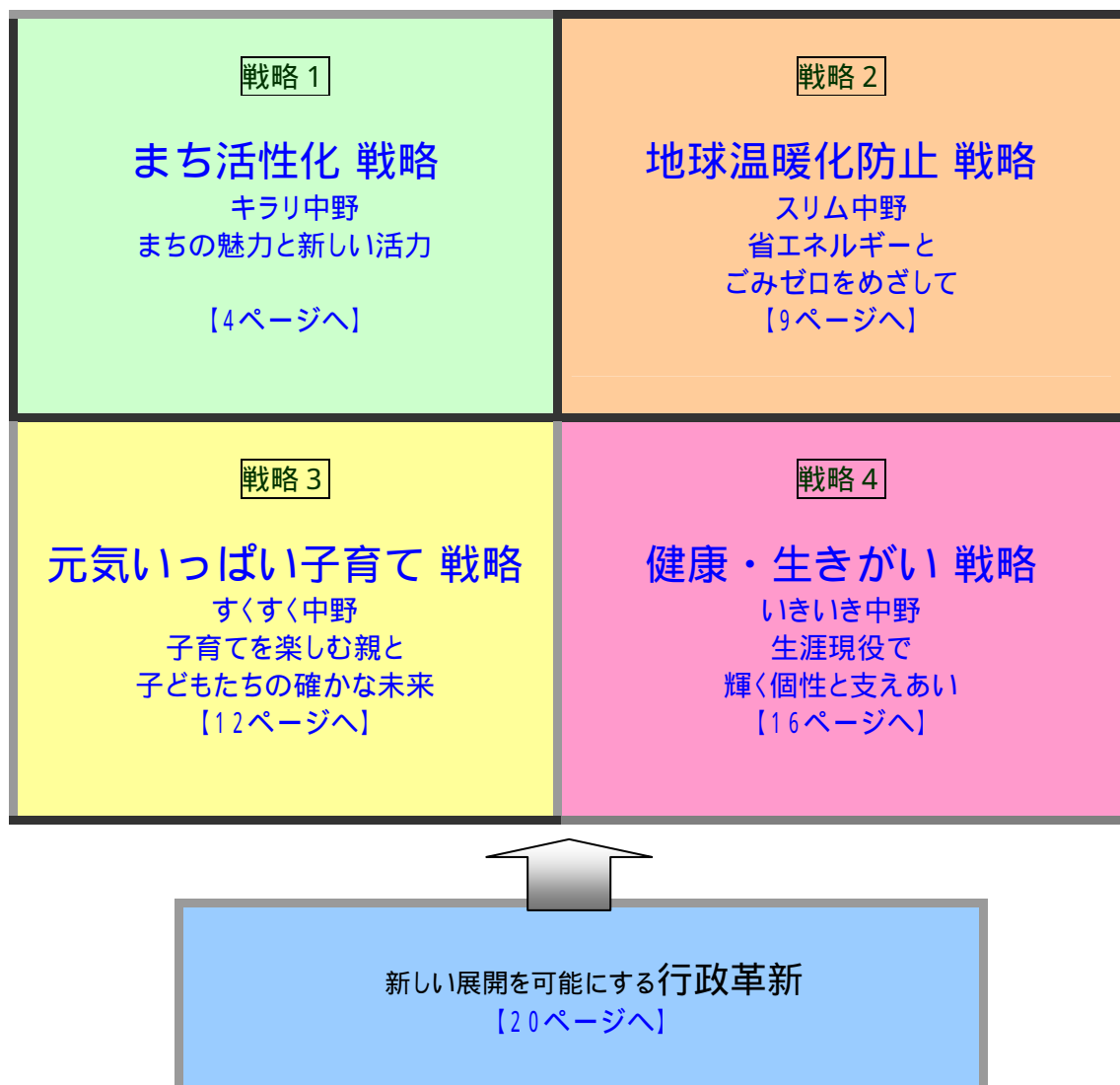
また、4つの戦略を有効に展開していくためのベースとして、行政革新を行います。

未来への扉をひらく4つの戦略は

日本全体の大きな流れを、中野から変えようとする取り組みです。

区民や事業者のみなさんと、力をあわせて戦略を展開していきます。

10年後の中野を、基本構想の描く「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」であふれるまちにしていくための原動力になります。



まち活性化戦略

～ キラリ中野 まちの魅力と新しい活力 ～

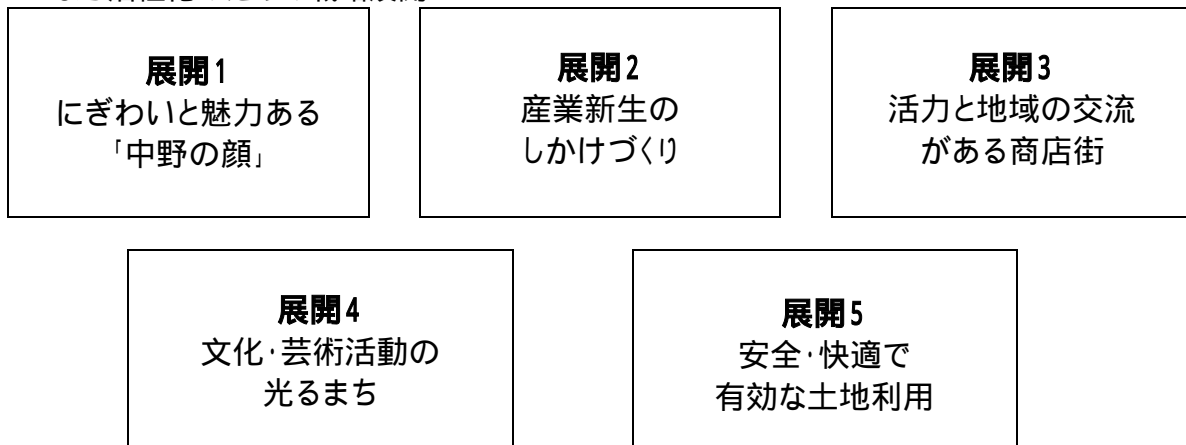
景気の長期低迷や産業の空洞化などによって、日本経済は低成長が続いています。区内でも、商業を中心とする多くの事業所が、売上高の減少など厳しい経営状況にさらされ、廃業や休業によっていわゆる「シャッター商店街」が出現する地区も見られます。

また、急速な少子高齢化は、このまま進めば社会の活力をそいでしまいます。まちの中で高齢者や若者の力を生かし、新たな文化を生み出し、地域の支えあいを育むしくみが必要になっています。

一方で、過密なまち中野では、小規模な建物が密集していて道路も狭く、都市基盤の整備や景観まちづくりが進んでいません。これは、区内でもっとも交通の利便性がよく、「中野の顔」として業務や商業が集積している中野駅周辺地区についても、例外ではありません。

こうした状況を改善し、10年後の中野を元気で、いきいきしたまちへ変えていき、さらに中野のまちから日本を元気にしていきます。このために、産業を活性化し、人々の活動と文化を生み出すとともに、そのためのバックグラウンドとして、基盤整備を中心とするまちづくりを進めていきます。

まち活性化のための戦略展開



展開1 にぎわいと魅力ある「中野の顔」

【解決すべき課題】

- ・ 中野の顔としての活力と魅力に乏しい中野駅周辺
- ・ 駅周辺の交通環境の悪化
- ・ 歩行者の回遊性の欠如
- ・ 駅の機能や構造の劣悪さ
- ・ 商業・業務集積の不足
- ・ 駅前広場の未整備

新産業や大学などの立地、良好な住環境の整備によって、にぎわいを創出します

中野の活力を高め、中野の顔としての役割を果たすため、既成市街地を含めた中野駅周辺地区を整備していきます。

警察大学校等移転跡地では、民間活力の導入によって商業・業務・住宅・文教などの機能を誘導するほか、民間と公共が協力して地区内に都市計画道路をはじめとする都市基盤を整備します。跡地を含む地区に、学校や体育館、警察病院など、公共・公益施設の機能も適切に配置し、環境と調和した新たなまちをめざします。

区役所・サンプラザエリア、サンモール・ブロードウェイ地区などについても、「中野駅周辺まちづくり計画」を基本に、まちづくりを推進していきます。また、その中で、各エリアの個性や特徴を生かした集客力を向上するしかけづくりを商店街等と協働で進めていきます。

中野二・三丁目地区や、駅・線路沿いを含めた中野駅南口地区のまちづくりについて、地域とともに検討し、魅力ある商業・業務機能と良好な生活環境が調和した地区をめざします。

防災空間やみどりのネットワークづくり推進によって、環境と安全のまちをつくります

警察大学校等移転跡地地区に、防災公園を含むオープンスペースの確保を図ることなどにより、広域避難場所として安全な空間を実現していきます。さらに、もみじ山文化の森から平和の森公園、哲学堂公園へと連なる「みどりのネットワーク」の軸づくりを進めていきます。

中野駅や駅前広場、その周辺道路の整備推進によって、良好な交通環境と回遊動線をつくります

中野の顔としての魅力ある空間をつくるため、現在の駅および駅前広場の改善や周辺道路の整備を図り、公共交通機関の利便性の向上や歩行者の東西・南北交通の回遊性の確保をめざすとともに、駅および駅付近のバリアフリー化の実現に向けて、関係機関に働きかけていきます。さらに、「みどりのネットワーク」の中継点として、新たに北口広場の整備をめざします。

展開2 産業新生のしかけづくり

【解決すべき課題】

- ・ 活性化を牽引できる産業の不足
- ・ 経営者のスキルアップのための機会の不足
- ・ 弱い創業の意欲や活力
- ・ 創業のための資金調達手段の不足
- ・ 雇用機会の不足

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導によって、産業振興の牽引力を創出します

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘致のため、立地や人材の確保、資金の確保や情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体などと連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・山手通り・青梅街道沿道ビルのインキュベーションオフィス(起業家のための事務所)づくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

最新の経営スキルを学ぶ環境をつくることによって、産業を活性化させます

大学などの教育研究機関や産業支援機関などと連携して、事業者や経営スタッフなどを対象に、経営管理や会計事務、法律、経済などの知識・技術講座を開設します。

区民のMBA(経営学修士)取得を支援するとともに、事業者などと連携し、MBA取得者などには、区内事業者への紹介・あっ旋を行います。

創業しやすい環境づくりの推進によって、新事業や起業を増やします

産業支援情報のデータベースや商圈分析システムを充実するとともに、メールマガジンを発行して、有用な情報を提供できるようにします。

区内中小企業者が新製品や新技術を研究・開発して販路拡大をするために、ビジネスフェア・見本市・展示会等の支援を行います。

区内での創業を支援するため、インキュベーションオフィス機能の整備を図るとともに、創業資金融資をあっ旋します。

就業支援とコミュニティビジネスの拡大によって、雇用を増やします

就業意欲のある区民が、自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業に向けた意欲を増すことができるよう求職活動の支援を行います。

また、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、求職活動を支援していきます。

退職したシニア層や子育てを終えた女性などの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネス(地域のさまざまな課題やニーズを解決するために行う継続的的事业)への支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

展開3 活力と地域の交流がある商店街

【解決すべき課題】

- ・ 商店街における廃業や休業の増加
- ・ 商業売上高の減少
- ・ 商店街の地域密着度の低下

個店・商店街の新たな魅力を引き出し、地域コミュニティの核として活力をみなぎらせます

サービス向上やスケールメリットを生かしたコスト削減などを図るために、店主たちが共同で取り組む事業運営をコンサルタントの導入などにより支援します。さらに、宅配サービスの実施や空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

地域まちづくりの新たな展開によって、商店街の新生を促します

店主や消費者、学識経験者などによる(仮称)商店街活性化協議会を設置し、新しい個店・商店街構想や活性化へ向けての抜本的な取り組みの検討を進めます。新たな取り組みにあたっては、建物の共同化の支援のほか、まちづくりの観点から、新生商店街エリアの形成を促進していきます。

また、流通サービス業などの商店街振興に役立つ公的ファンドの活用を支援していきます。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興によって、産業を活性化します

中野駅周辺のまちづくりと連携して、各エリアの個性や特徴を生かした集客力を向上するしかけづくりを商店街などと協働で進めていきます。中野駅周辺の回遊性を高めて、中野の顔となる地域の商業集積地としての発展を促進します。

展開4 文化・芸術活動の光るまち

【解決すべき課題】

- ・ まちの活性化に生かされない文化・芸術の人的資源

- ・ 使いにくい活動・発表の場

文化・芸術活動を盛んにすることによって、まちの個性と活気をつくり出します

文化・芸術活動の拠点となるような場の整備や、活動の成果を発表できる機会を設けるなど、区民が主体的に行う文化・芸術活動に対して支援を行います。

また、文化・芸術により活気のあるまちがつけられ、中野のまち全体の文化・芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化・芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

若手芸術家の活動や発表の機会をつくることによって、文化・芸術が発信されるまち・中野をつくり出します

若手の芸術家・芸能人が広く世に出て活躍できるよう、稽古などに使える環境を整備・提供するとともに、活動の成果を発表し発信できる機会を設けます。

展開5 安全・快適で有効な土地利用

【解決すべき課題】

- ・ 土地利用の非効率性
- ・ 各鉄道駅周辺のまちづくりの遅れ
- ・ 西武新宿線による南北の交通遮断
- ・ 都市計画道路の未整備

地区計画などの活用によって、個性豊かなまちをつくり出します

にぎわいのある商業地区の活性化や、建て詰まった住宅地のまち並みの効率的な更新など、地域に合ったまちづくりを進めていくため、地域の人たちが主体的にまちづくりを考え進める「提案型地区計画」を推進します。

適切な規制・緩和と誘導により、環境と都市機能の調和した有効な土地利用を進めます

用途地域地区を補完する特別用途地区の制度や建築物の高さ制限などの規制と緩和を活用しながら、活力あるまちづくりを誘導していきます。

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進します。このため、複数の敷地の共同化による建物の更新などに対して支援を行います。

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備によって、地域のにぎわいと交流をつくり出します

商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出すことをめざし、地域と話し合いながら東中野駅西口および東口周辺のまちづくりを進めます。

東中野駅西口周辺については、JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。あわせて、商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出します。

野方駅北口の開設によって、まちの利便性を高めます

駅利用者など区民の利便性を高めるため、西武鉄道株式会社と協力しながら野方駅北口を開設します。あわせて駅構内のバリアフリー化を図ります。

都市計画道路の整備に着手することによって、新たなまちの骨格づくりをめざします

中杉通りや早稲田通りの拡幅整備、中野通りの改良など、東京都と連携・協力して都市計画道路の整備促進を図ります。

区施行のもみじ山通りについては、この10年間で周辺に住むみなさんと地区のまちづくりについて協議しながら、拡幅整備に着手します。

**西武新宿線沿線のまちづくりと立体交差化によって、分断のない安全で活力のあるまちをつくりま
す**

西武新宿線による南北交通の分断解消を図り、沿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の立体交差化と一体となった沿線まちづくり整備構想・計画を策定し、立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

地球温暖化防止 戦略

～ スリム中野 省エネルギーとごみゼロをめざして～

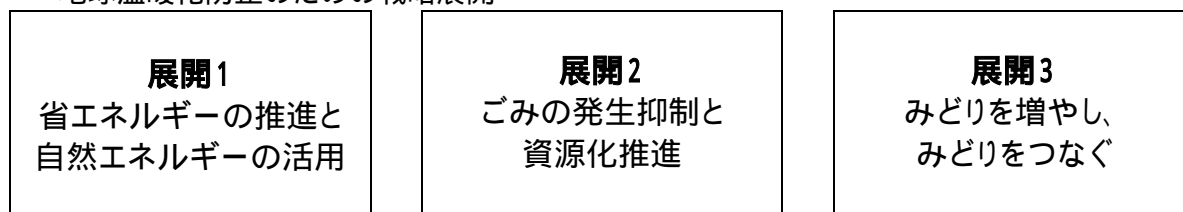
干ばつや豪雨などの異常気象の多発、海水面の上昇など、地球温暖化による影響が深刻化しています。

平成17年2月に、地球温暖化防止のため「京都議定書」が発効しました。日本は、温室効果ガスの排出量を平成20年から24年の間に、平成2年度対比で6%の削減が義務づけられましたが、平成14年度の排出量が平成2年度対比で7.6%増えているため、実質13.6%削減しなければなりません。

東京都においては、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素排出量について、その5割以上は業務部門と家庭部門によるものであり、その伸び率も平成2年度対比でそれぞれ39%増、23%増となっています。

区として地球温暖化防止やヒートアイランド現象を緩和するために、事業者と家庭における二酸化炭素の排出量を削減する必要があります。このために、省エネルギーとごみ量の半減、みどりのネットワークづくりに取り組んでいきます。

地球温暖化防止のための戦略展開



展開1 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用

【解決すべき課題】

- ・ 増加し続けるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量
- ・ 十分でない自然エネルギーの活用

町会・自治会や学校など地域ぐるみの取り組みによって、省エネルギーを推進します

家庭や事業所の省エネルギー、省資源などに配慮した取り組み事例を紹介し、さらに評価・表彰するしくみを創出します。

町会・自治会や学校など地域の中で、省エネルギーをはじめとした地球温暖化防止に有効な取り組みの紹介や診断、アドバイスを行うことのできる、地域の核となる人材を育成します。

区においても、省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用を進めていきます。

太陽光や風力による発電、グリーン電力証書の普及を進めることによって、自然エネルギーの活用を進めます

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー機器を区や友好都市などに設置する事業や環境配慮事業に区民が出資し、その運用益を出資者へ配分するしくみなどをNPOや事業者、友好都市などとの協働により創出します。

家庭への自然エネルギー機器の普及促進を図るため、太陽光発電機器の設置を支援します。

購入電力の5%程度を自然エネルギーで発電した電力とする「グリーン電力証書」の購入を事業者へ働きかけ、購入事業者の取り組みを公表・紹介するしくみをつくります。

事業者への協力や連携の働きかけを強めることによって、環境マネジメントシステムの導入を推進します

区民、NPO、事業者との協働により地球温暖化防止ビジョンを策定するとともに、区役所本庁舎について、環境マネジメントシステム ISO を導入します。

また、環境に配慮した事業運営を促進するため、事業者にエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を働きかけます。

展開2 ごみの発生抑制と資源化推進

【解決すべき課題】

- ・ あまり進まないごみ減量
- ・ 資源化可能物のごみへの混入
- ・ 限界が迫っている最終処分場

ごみゼロに向けた区民レベルの取り組みによって、ごみの減量を図ります

ごみの発生抑制(Reduce)、資源の再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる、ごみを出さない生活スタイルを定着させるため、事業者に対してごみにならない製品の開発などを求めるとともに、効果的な情報提供や環境学習、ごみ・リサイクル会計の公表などを進めます。

また、ごみを出さない生活スタイルを推進するため、「ごみゼロ都市・なかの」の実現に取り組む区民団体とも連携・協力していきます。

さらに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化を行います。

多様な資源回収の方法を進めることによって、リサイクルを推進します

ごみとして出される資源を減らすため、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん・缶、乾電池、古布などの回収を促進します。

古紙は、行政による回収から地域の団体による集団回収への移行を進め、自主的なリサイクル活動への支援を促進します。

ペットボトルは、公共施設への回収ボックスの設置や集合住宅における回収拠点の拡大を行うとともに、ペットボトルを減容する自動回収機の店舗などへの設置導入を支援します。

プラスチック製容器包装は、回収する地域を拡大し、全区展開をめざします。

びん・缶の回収については、回収の効率化と休日回収の実施、回収拠点の増設を行い、分別の徹底と回収の促進を図るとともに、報奨金を廃止します。

地域での小さな単位での多様な取り組みや地方都市との連携などによって、生ごみの資源化を進めていきます

「生ごみの水切り」啓発や共同住宅へのディスポーザーの導入支援など、家庭や地域での取り組みとともに、たい肥化やその活用を進める地方都市との連携などによって、生ごみの減量と資源化を進めていきます。

展開3 みどりを増やし、みどりをつなぐ

【解決すべき課題】

- ・ ヒートアイランド現象の発生
- ・ 緑地・樹木の減少
- ・ 狭小な公園

建築時などの指導や区民活動の支援によって、地域緑化を推進します

緑化の普及・啓発に努め、身近なところでみどりを増やす取り組みを進めます。

保護樹木・樹林などを指定して維持管理を支援します。地域みなさんと「みどりの協定」を結んで緑化を進めていくとともに、地域団体やNPOなどのみどりを増やし保全する取り組みを支援します。

条例による緑化指導を強化するしくみを整え、地上部や屋上のみどりの確保に努めます。

校庭の芝生化や施設の屋上緑化などによって、公共施設のみどりを増やします

区民がうるおいを感じ、環境にやさしい生活を享受できるよう、校庭の芝生化、屋上緑化など学校や公共施設の緑化を進めます。

公園や道路などの公共施設の緑化と、民間のみどりの誘導によって、みどりのネットワークをつくれます

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、また、災害時には防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。また、(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化・公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。とくに、新たな開発が予定されている警察大学校等跡地地区やその周辺について、防災公園の整備や民間のみどりの誘導により、みどりのネットワークを構築します。

元気いっぱい子育て戦略

～ すくすく中野 子育てを楽しむ親と子どもたちの確かな未来 ～

少子高齢化や情報化、国際化が進み、モノや情報があふれる社会の中で、子どもたちは他者とのコミュニケーションをとったり、相手の気持ちを考えたり、我慢をするといった経験が不足し、社会性や規範意識、生命を大切にすることが育ちにくくなっています。

また、核家族化や近隣関係の希薄化によって、家庭や地域の養育力が低下し、子どもたちの社会性を養う基盤も弱くなってきているのも現状です。

そういう状況の中、これから厳しい社会環境の中で生きていかなければならない子どもたちは、みずからの考え方を伝え、相手の考え方を理解するなどの、コミュニケーション能力をより一層高め、社会の一員としての自覚と責任、みずからの生き方に希望を持って、人生を切りひらいていける大人に育っていく必要があります。

あすの中野を託す子どもたち一人ひとりを、家庭、地域、学校のそれぞれが連携・協力しながら、社会全体で大切に育てていきます。

元気いっぱい子育てのための戦略展開

展開1

愛情と責任を持って
子どもを育てる家庭

展開2

虐待ゼロのまち
をつくる

展開3

地域が支える
子どもと家庭

展開4

豊かでたくましい
心と体を育てる

展開1 愛情と責任を持って子どもを育てる家庭

【解決すべき課題】

- ・ 家庭の養育力の低下
- ・ 子育て家庭の孤立化

中高生など若者への保育体験や育児学習の機会を提供することによって、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めます

中高生に対する保育体験等の実施や、ボランティア体験の機会を増やすことで、次代の親になる人たちにも子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さに対する理解を進めていきます。

乳幼児の育て方について支援等を行うことによって、子育てに対する不安を解消します

これから親になる人たちを対象にした講座や、育児不安や困難を抱える母親を対象にしたグループミーティングなどにより、子どもを持つことや子育てに対する不安の解消を図ります。

新産婦・新生児家庭への訪問により、育児に関する心理的または技術的な助言や情報を提供するとともに、子育て期を通じた継続的な支援に取り組み、子どもの健やかな成長をめざします。

乳幼児や児童の一時保育・ショートステイを充実することによって、子育て家庭の暮らしを支援します

孤立しがちな子育て中の親に対し、乳幼児を日中預かる一時保育や児童のショートステイを充実し、保護者が傷病等の場合だけでなく、リフレッシュや社会文化活動等に参加できるようなサービスを提供することなどにより、子育て家庭の孤立感やストレスを解消し、安心して子育てができるようにします。

展開2 虐待ゼロのまちをつくる

【解決すべき課題】

- ・ 外から見えにくい虐待
- ・ 家庭への虐待防止対策の限界
- ・ 虐待を受けている子どもへの対応の弱さ

支援を必要とする家庭や子どもに対する対応を強化することによって、虐待を未然に防止します

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、虐待対策ワーカーを配置し、養育支援が必要な家庭や乳幼児健診未受診家庭など、子どもの養育困難な状況が懸念される家庭を訪問して支援を行うことで、虐待の未然防止をめざします。

子育て家庭を見守る地域の輪をつくることによって、健全な子育てを支援します

親や区民一般に対する啓発を継続的に行い、虐待防止・発見に対する認識を深めることで、地域の虐待発見力を強め、地域全体で子育て家庭を見守り、健やかな子育てを支援していきます。

関係機関のネットワークによって、虐待を早期に発見し、迅速・適切に対応します

中野区要保護児童対策地域協議会を活用し、保育園、幼稚園、学校、児童相談所、民生児童委員、警察等の関係機関のネットワークをつくり、子どもの虐待の早期発見、適切な対応に取り組みます。また、子どもに直接関わる職員に対する研修を充実させ、虐待の早期発見や対応能力の向上を図ります。

区内4か所に(仮称)地域子ども家庭支援センターを配置し、虐待への対策を強化し、地域での虐待通告機関としての機能を充実させます。虐待通告を受けたケースについて、児童相談所と連携・協力しながら、迅速な対応を行います。また、軽度の虐待が認められる児童や、施設に入っていた児童が家庭復帰した後の家庭に対する支援を行い、子どもを虐待から守ります。

展開3 地域が支える子どもと家庭

【解決すべき課題】

- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 育成団体の活動力の低下とネットワーク不足
- ・ 子育て家庭の孤立化
- ・ 地域活動に参加しない子どもたちの現状
- ・ 家庭・地域・学校の連携の弱さ

地域の子育て支援活動の連携強化によって、支えあいを広げます

地域にあるこれまでのさまざまな子ども育成に関する組織を再構成し、地域での子どもたちの状況の把握や情報交換等を行うとともに、地域内の子ども施設と育成団体が連携・協力を進めることにより、地域の養育力を高めていきます。また、身近なところで育児や子育て支援ができるように子育てサポーターを養成し、地域全体で子育て家庭を支えていきます。

地域の育成者との連携と区を取り組みを強化することによって、子どもの安全を守ります

不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

学校開放事業や子どもの育成などで地域の人が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めていきます。

また、安全パトロールなど子どもを守る活動に地域が関わることで、子どもに対する事故や犯罪を未然に防止していきます。

地域のさまざまな関係機関との連携・協力体制を構築することによって、子育てコミュニティの基盤をつくります

区内4か所に設置される(仮称)地域子ども家庭支援センターは、区の子ども関連施設を統括するとともに、地域のさまざまな子育て支援団体や関係機関のネットワークの中心となります。地域内の子育ての情報や子どもとその家庭の状況などを把握しながら、必要なサービス提供と支援のコーディネートを行い、地域の子育てコミュニティの中核拠点となっていきます。

また、乳幼児に関するサービスを行いながら、乳幼児親子の活動場所を提供し、乳幼児親子の新しいコミュニティの拠点づくりをめざします。

地域・家庭・学校が情報と目的を共有することによって、子どもたちが地域の中で安心して育つ環境をつくります

地域の中で、児童館は校庭などを活用しながら小学校と連携し、子どもたちが遊んだり学んだり、交流したりできる環境を整えていきます。また、乳幼児親子の交流や子育てに関する地域との協働事業の展開、さらには、地域の健全育成や問題を抱えた子どもや家庭への支援などに取り組み、その機能を拡充し、地域と学校と家庭が一体となった子どもの育成を推進します。

また、こうした観点から、児童館で行ってきた遊び場事業を、順次小学校を拠点とした地域・家庭・学校との協働による子どもの育成事業として展開し、子どもたちが地域の大人たちに見守られて健全に活動するための環境づくりを推進していきます。あわせて、学童クラブも小学校内に設置を進め、民間の運営により保育時間の延長などサービス拡大を図っていきます。

これからの児童館は、地域団体やNPOが主体となって、地域の子どものニーズや地域特性を活かした特色ある事業を進めるとともに、中高生のニーズに対応する事業を展開し、中高生が中心となって活動できる場所も整えていきます。

町会・自治会や子ども会の行事への子どもたちの参加を促進し、新たな地域の担い手として育てていくことで、子どもたちに地域の一員であるという自覚が芽生え、社会に役立つ喜びが実感できるようにしていきます。

展開4 豊かでたくましい心と体を育てる

【解決すべき課題】

- ・ 社会性や人間性を育むコミュニケーション能力の不足
- ・ 教育のさまざまな場面での地域とのかかわりの薄さ
- ・ 学校の小規模化
- ・ 全国平均を下回る子どもの体力
- ・ 身近な場で手軽にスポーツに親しむことのできない環境

- ・ 学習障害・発達障害の顕在化

聞く、話す、読む、書く力を高める教育を推進することによって、子どもの基礎学力と豊かな人間関係能力を育てます

子どもたちが豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力を高めていくことができるよう、聞く力、話す力、読む力、書く力などを培う取り組みを推進し、伝え合う力の育成を図ります。

一人ひとりに応じたきめ細かな教育的支援を行うことによって、子どもの可能性を伸ばします

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、少人数指導や習熟度別指導など、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行います。

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子もいない子も互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

勤労体験・ボランティア体験などさまざまな体験学習を拡充することによって、子どもの社会に対する知識や希望を育みます

勤労体験、ボランティア体験など、人とのかかわりの中で協力することの楽しさや、社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことのできる体験的な学習を充実します。

授業や部活動などで広く地域の人材を活用し、また、町会・自治会や子ども会の行事への参加など地域とのふれあいを通じて、子どもの地域の一員としての自覚や役割意識を育みます。

学校の再編を進め、適正規模化することによって、教育環境を充実します

適正な学校規模による集団教育の良さを生かした充実した学校教育を実現するため、区立小中学校再編計画による学校再編を進めます。

体育指導の充実やスポーツ環境を整備することによって、子どもの体力を高めます

体力調査の結果を踏まえ、各学校が子どもたちの実態や学校の実情に即して、体育の授業の改善や体育的行事の工夫、運動クラブや部活動の充実など、日常的に体を動かす習慣づくりや運動方法の工夫などを盛り込んだ体力向上のためのプログラムを策定します。

各学校においてプログラムを実施することにより、体力に対する関心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成していきます。

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設立を進めます。

健康・生きがい戦略

～ いきいき中野 生涯現役で輝く個性と支えあい～

急速な高齢化に伴う、高齢者医療・介護保険制度の不安が広がっています。一方で、増加する高齢者の知恵と経験を資源として生かし、社会を元気にしていくチャンスでもあります。高齢者の力を社会に生かしていくためには、年齢が高くなっても元気でいられることが不可欠です。

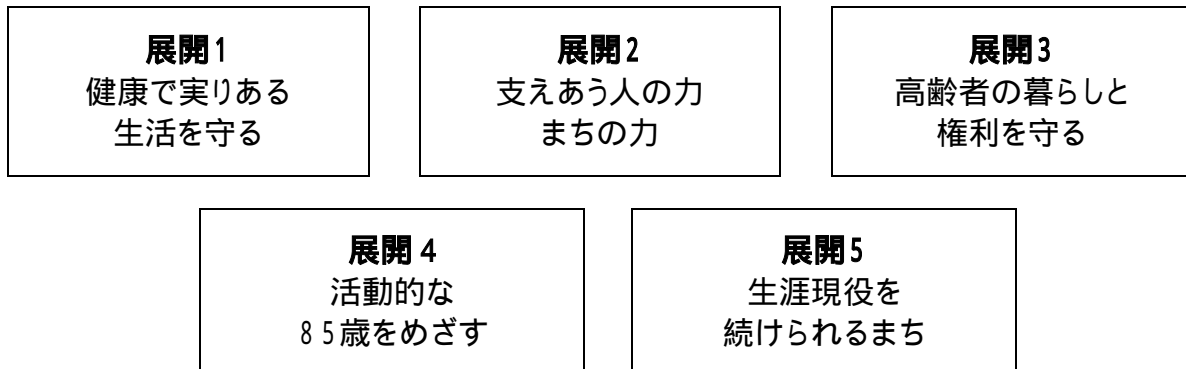
成人期は、仕事や子育てに忙しくみずからの健康管理がおろそかになりがちで、壮年期には体力の低下やストレスなどによる健康障害が現れたりします。また、年齢を重ねるごとに身体機能も低下していきます。さらに、近年は小学生のうちから生活習慣病の兆候がみられたりしています。若いうちから、あるいは、妊婦のうちから、ライフサイクルにあった健康づくりのための取り組みが必要です。

また、いわゆる団塊の世代の人たちが退職期を迎え、地域で過ごす時間が増えています。その人たちが、自分の経験・知識を生かしながら、地域で貢献をしていくことができるしくみづくりも必要になります。

「健康な65歳」をめざして気軽に取り組める健康づくりメニューを充実して、健康的な生活習慣を確立するとともに、「活動的な85歳」をめざして、生活機能の維持向上に対する多様な取り組みを推進します。

すべての区民が、生涯を通じて健康で、たとえ疾病や障害があっても一人ひとりの能力や状況に応じた支援によって自立した生活が営める地域社会をめざすこととし、健康的で生活できる年数をこの10年間で10%向上させる取り組みを進めます。

健康・生きがいのための戦略展開



展開1 健康で実りある生活を守る

【解決すべき課題】

- ・ 行動の伴わない健康意識
- ・ 継続しない健康への取り組み
- ・ 不確かな健康情報の氾濫
- ・ 高齢化の進行(後期高齢者の増加)

みずから健康づくりに取り組めるしくみをつくることによって、区民の健康知識と行動を結び付けます

区民健診の結果や健康への取り組みなどの健康情報を IC カード化することによって、自分の健康状態と改善の方向を把握するとともに、データを共有することで保健・福祉・医療が連携した支援の体制を整えます。

区民健診の事後指導のしくみを整えることによって、健康習慣の確立を進めます

各年代に応じた健診内容や精度管理の向上などにより、区民健診を充実し、生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげていきます。また、IC カードの活用などにより、年代や性別による固有データなども取り入れた健診結果の活用や情報提供を進めます。

医師会との連携により、生活習慣病の危険性の高い区民に生活習慣を改善する機会を提供し、栄養指導など、健診後の相談体制と個別指導を充実して、区民の健康な生活習慣の確立を支援します。

食育を進めることによって、豊かな食生活や健康づくりを進めます

区民が適切な食事をみずからの判断で採ることができるよう、栄養表示に関する食品販売業者への相談・指導や、メニュー等に栄養成分表示などを行う健康づくり協力店の拡大などを通じて、食品や栄養に関する適切な情報提供を行います。また、多人数の食事を提供する特定給食施設に対して、栄養改善や栄養士の資質の向上などを図る指導を進めます。

生涯にわたる健康な生活のための基本的な生活習慣を確立するための食育や健康教育を、学校や家庭、関係機関等と連携して推進します。

気軽に運動できる機会や環境を充実することによって、健康・体力の維持向上を図ります

区民が身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための器具を配置した健康公園や地域スポーツクラブなど身体活動のための場を整備します。また、健康づくりのためのネットワークと人材の確保、スポーツクラブの活用、だれでも気軽に取り組める多様な運動メニューなどの情報提供を進め、区民一人ひとりが楽しく、無理なく、継続的に体を動かすことができるための環境整備を行い、区民全体の健康づくりの輪を広げていきます。

展開2 支えあう人の力 まちの力

【解決すべき課題】

- ・ 不足する活動団体や相互のネットワーク
- ・ ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加
- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 広がりが見られない区民の保健福祉活動

町会・自治会活動の推進・支援によって、いきいきした地域を築きます

町会・自治会の行う地域における支えあい活動について、区との協働を進め、支援を強化していきます。

区民の公益活動推進によって、地域力を高めます

区民団体の力を活用し、サービス提供者の裾野を広げ、継続的・安定的な活動を行うことができる環境を整え、支援します。

地域見守り支援ネットワークの推進によって、安心な地域を築きます

ひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立することなく安心して生活を続けることができるよう、見守りや声かけを行う「元気でねっと」事業(高齢者見守り支援ネットワーク)を充実していきます。さらに、認知症の人や障害者への見守り支援とも連携させることにより、包括的な地域の見守りネットワークを形成していきます。

地域通貨の導入によって、あたたかいまちを築きます

地域ボランティアをはじめとする、地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしきみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしきみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

展開3 高齢者の暮らしと権利を守る

【解決すべき課題】

- ・ 高齢者への総合的な支援の不足
- ・ 増加する認知症の高齢者
- ・ 複雑で変化の多い医療・福祉・介護制度
- ・ 増加する傾向にある高齢者の虐待

関係機関の連携・協力のしきみを構築することによって、総合的な地域ケア体制をつくります

介護サービスをはじめとするさまざまな保健福祉サービス活動の支援、行政と介護事業者や NPO 等の民間事業者との連携による新たなサービスの創造、また、地域の人たちによる福祉活動の活性化支援などを進めるとともに、関係機関との連携・協力のしきみを構築し、保健福祉に関する総合的な地域ケア体制をつくります。

高齢者介護家族の支援や地域の支えあいによって、高齢者の虐待を防ぎます

介護家族への支援の充実などを通じて、高齢者に対する虐待の防止を進めます。早期発見、早期対応ができるよう、常設の相談・対応窓口を設け、見守りネットワークなど地域における取り組みへの支援、高齢者緊急一時宿泊事業の充実などを行うとともに、保健・福祉、医療などの地域の関係機関との連携体制を強化します。

成年後見などのしきみを強化することによって、高齢者の権利擁護を進めます

高齢者に対する保健福祉サービスについて、わかりやすい情報提供や利用相談を進め、サービス利用に伴う事業者等への苦情の調整などを行います。また、自己の財産の管理が困難な高齢者に対しては、日常的な金銭管理や権利書等の書類保管、各種サービスの手続代行を支援し、安心して在宅生活送ることができる体制を整備します。とくに、成年後見制度の利用を促進するため、後見人のサポートや法人後見を行います。

展開4 活動的な85歳をめざす

【解決すべき課題】

- ・ 身体機能の低下、認知症の増加
- ・ 不十分な介護予防の取り組み
- ・ 介護保険サービス基盤整備の不足

高齢者健康づくり事業の推進によって、閉じこもりを防ぎます

高齢者が地域の中で、さまざまな交流や趣味の活動などを通して、生きがいを感じ、また、散歩や簡単な体操が可能な場を用意するなど、積極的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備を行います。

介護予防健診によって、早期の対応を可能にします

高齢による身体機能の衰え、転倒、低栄養などの危険性について、いち早く発見するため、介護予防の健診を実施します。また、その結果をもとにその人にあった介護予防のプログラムを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促していきます。健診にあわせて、自覚を促すための自己チェックシートの利用や適切な運動プログラムを選定するための体力測定などを行い、介護予防の医学的なチェックと組み合わせて活用します。

介護予防事業によって、機能維持を図ります

高齢者がいつまでも地域で健康で元気に過ごせるよう、体操トレーニングや筋力向上マシン・トレーニングなどにより転倒予防など、身体機能の維持を図ります。また、低栄養予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等の事業も進めながら、機能の維持を図ります。

介護保険サービスの基盤整備支援によって、十分なサービスの確保を図ります

介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮していけるよう、24時間対応可能な訪問介護サービスなど居宅介護サービスの充実を図ります。また、地域での生活の場となるグループホームなどの地域密着型サービスについて、適切な圏域ごとに整備およびその支援を進めます。

展開5 生涯現役を続けられるまち

【解決すべき課題】

- ・ 定年を迎える団塊の世代への対応
- ・ 参加しづらい地域活動
- ・ 少ない雇用機会

退職後の団塊の世代の力を引き出すことによって、人材豊かな地域をつくります

いわゆる団塊の世代が退職することによる影響や可能性を調査するとともに、地域活動に参加し地域貢献しやすい環境やしきみづくりを進めます。

多様な就労の機会をつくりだすことによって、生きがいを持って生活できるようにします

就業意欲のある区民が、自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業に向けた意欲を増すことができるよう、求職活動の支援を行います。

また、受講者の就業がより確実になるよう、ハローワーク新宿や東京しごとセンター、東京都との連携による就業相談を充実し、求職活動を支援していきます。

退職したシニア層や子育てを終えた女性たちなどの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネスへの事業支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

区民の公益活動推進によって、活動の場を広げます

公共・公益サービスの分野に区民団体の力を活用し、サービス提供者の裾野を広げ、継続的・安定的な活動を行うことができる環境を整え、支援します。事業提案制度の創設や基金などによる事業助成を行うとともに、活動支援の場として NPO 活動センターを開設します。

新しい展開を可能にする

行政革新

区は、これまでも事業の厳しい見直し、公益法人の見直し、民間活力の活用などを進め、行財政の立てなおしに取り組んできました。さらに、新しい公共経営の考え方に基づいて、目標と成果による行政経営を導入し、区民の価値を重視する顧客志向の視点からの業務の改善を行ってきました。

これらの取り組みをさらに徹底、進化させ、行政革新の不断の取り組みを行うことによって、新しい時代にふさわしい、柔軟で強い経営体質づくりを進めます。第2章に掲げた「4つの戦略」の展開により、基本構想が描く中野のまちの将来像を実現していきます。

3つの改革と8つの取り組み

公会計の改革	
発生主義 会計の導 入	複数年型 予算の導 入

業務改革			
コストと 効果の 分析	民間と の競争 の導入	政策の 科学的 研究	法令遵守 と権利擁 護

人事システムの改革	
成果主義 の徹底	職員 2000人 体制の構 築

公会計の改革（発生主義会計・複数年型予算の導入）

区の会計処理に複式簿記・発生主義会計を導入することによって、資産やコストなどの経営情報を的確に把握し、長期的な視点に立った経営や業務の効率化を進めます。このことによって、区政情報が明確に区民に伝えることが可能となり、区民による区財政の統治(ガバナンス)の強化につなげていきます。

予算を単年度だけでなく、中長期的な視点から複数年単位で編成・管理できる方式に改善します。各事業部の自主的な予算編成と、成果重視でより柔軟かつ効率的な区政運営を可能とします。

業務改革（市場原理への適応の進化と顧客主義のさらなる徹底）

行政の活動のコストと効果を民間と比較可能な形で分析・評価するため、活動基準原価計算(ABC分析)等を導入することによって、業務の効率化を進めます。

市場化テストなど、業務の効率化やサービスの向上に、民間との競争を導入することによって、効果的・効率的な行政活動を展開します。

組織内に科学的な政策研究や統計分析を行うしくみを確立するとともに、顧客主義を徹底した職員の意識改革を進めることによって、区民により高い価値を提供することができる区政運営を進めます。

行政活動におけるコンプライアンス(法令遵守)の徹底や、区民の権利擁護のための取り組みを強めることによって、区民の暮らしと権利を守ります。

人事システムの改革（成果主義の強化から完成へ）

成果に見合った昇給・昇格、成績率の導入など、人事管理システムの成績主義を徹底することによって、やる気と生きがいを感じる職員を育成します。

職員の職種管理を柔軟なものとするとともに、民間人や任期付き公務員の採用など、戦略的な人事管理を進めることによって、職員数を削減し、2000人体制を実現します。

第3章 10年後の中野の姿とめざす方向

基本構想では、中野のまちの将来の都市像を「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」として、次のとおり描いています。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、だれにとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独自の・先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力が、さまざまな形で内外に向けて発信されている…、そんなまちの実現をめざしていきます。

その上で、次の4つの領域と、領域ごとの柱を設けて、具体的な将来の姿を示しています。

《基本構想の4つの領域とその柱》

第 領域 持続可能な活力あるまちづくり

- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち
- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち
- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

第 領域 自立してともに成長する人づくり

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち
- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

第 領域 支えあい安心して暮らせるまち

- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち
- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち
- 3 安心した暮らしが保障されるまち

第 領域 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、
さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち
- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

以下では、領域とその柱ごとに「10年後のまちの姿」と「現状と課題」を示し、将来像の実現のための戦略となる「施策の方向」を明らかにします。その上で、達成状況のめやすとなる「成果指標と目標値」と「おもな取り組み」について記します。

領域 . 持続可能な活力あるまちづくり

- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち

1 . 10年後のまちの姿

「産業と人々の活力がみなぎるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 産業と人々の活力がみなぎるまち

中野駅周辺は、にぎわいの中心として、業務・商業施設、住宅、教育機関などさまざまな施設が複合的に誘導され、広域避難場所としての機能とみどり豊かな空間を備えたまちとなっています。サンプラザや区役所、中野駅北口広場一帯の再整備が動き始めています。

地域の中心となる拠点では、その地区ごとの環境にあったまちづくりが、地域の人々とともに検討され、着実に進められています。

踏み切り問題の早期解決に向けて、西武新宿線の立体化と沿線のまちづくりが計画化されています。

便利で快適に移動できる交通環境が整備されており、人々が区内を移動しやすくなっています。

区内各所では、さまざまな施策の組み合わせによって、土地の適切な活用が進んでいます。

情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展しており、区外から起業をめざす人が多く集まるなど、地域全体の経済力が高まっています。

商店街は、人とのつながりの中で楽しく買物ができる地域コミュニティの核として、消費者が新しい発見やおもしろさなどを体感できる場へと発展しています。さまざまな世代が集まり、活発に活動して、暮らしや文化をにぎわいのあるものにしていきます。

三世代向け、高齢者・障害者向けなど、多様で良質な住宅が、区内各所に増えています。

2 . 現状と課題

中野駅周辺地区は、区内外に通じるバス路線や鉄道、道路などが集中する交通結節点で、業務や商業が集積していますが、交通基盤整備の遅れや、有効な土地利用が行われていないことなどから、「中野の顔」としての役割を十分に果たしているとはいえません。中野駅周辺地区のまちづくりを総合的に進め、楽しく快適な歩行者空間や、円滑な交通を可能にする道路などの都市基盤、商業・教育・医療などを整備・誘導することで、中野の中心にふさわしい、まちの魅力をつくりだしていく必要があります。同時に、広域避難場所となっている一帯では、

みどりの防災スペースを確保し、都市基盤を適切に整備して、環境や人々の生活と調和したまちにしていくことも求められます。

また、商業施設が集積する東中野駅周辺地区や野方駅周辺地区などは、駅の交通結節点としての機能が不十分な状態にあります。駅舎や周辺施設の改善にあわせて、駅前広場を整備したり、踏切に遮断されずに駅南北の移動ができるようにするなど、地区の魅力を高めていく必要があります。

西武新宿線沿線地区では、踏切による渋滞が慢性化しているうえ、駅前広場、アクセス道路などが未整備で、まちづくりが進んでいません。西武新宿線と道路の立体交差化をめざし、各駅周辺のまちづくりと連動した取り組みを進めることも求められます。

また、交通が不便な地域を解消し、だれもが利用できる交通手段を確保することも課題となっています。

区内には営業規模が小さく従業員数の少ない事業所が多く、近年は移転や廃業などによる減少傾向が見られます。また、区内の商店街には、空き店舗も目立ってきています。事業所の集積と、集客力の高い個々の商店や商店街の出現により産業を活性化し、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

一方、若年者・単身者が多い中野は、区外へ通勤などで流出する人口が、流入人口を上回っています。区内には住居専用地域が広がり、「住宅のまち」となっていますが、木造住宅が密集している地域も多く、広さや設備が十分でない住宅も多い状況です。さまざまな世代が快適に暮らせる住宅の誘導に取り組む必要があります。

3. 施策の方向

産業と 人々の活力が みなぎるまち	活気とにぎわいあふれる中野の顔づくり
	産業新生のしかけづくり
	活力と地域の交流がある商店街づくり
	多様な雇用機会の創出
	適切な土地活用の誘導
	拠点まちづくりの推進
	利用しやすい交通環境の推進
多様で良質な住宅の誘導・確保	

活気とにぎわいあふれる中野の顔づくり

(1) 目標とする姿

中野駅周辺地区は、都心に近く、他の都市型産業集積地と連携を取りやすい交通至便な地域として、IT・コンテンツや環境などの都市型産業が集積し、東京の新しい副都心となっ

ています。警察大学校等移転跡地のまちづくりのほか、中野駅、サンモール・ブロードウェイ、中野駅南口地区のまちづくりも着実に進み、商業や業務、大学等の教育機関、公園、文化芸術など、多様な機能がつながり、区内はもちろん、区外からも多くの人々が来訪しています。人々の交流が生まれ、24 時間、事業活動ができるまちとして、活気とにぎわいあふれる新しい中野の顔として、生まれかわっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21 年度 目標値	26 年度 目標値
通勤・通学による区内への流入人口	区外から中野のまちを訪れ、働き、学ぶ人々の数は、まちのにぎわいを示すため。	86,531 人 (12年度)	85,500 人	89,000 人
区内商業売上高	商業の規模や活動を示す売上高は、まちのにぎわいを測るものにもなるため。	1兆 1135 億 5 千万円 (14年度)	1兆 1600 億 円	1兆 2200 億 円

(3) おもな取り組み

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘導のため、立地や人材・資金の確保、情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体と連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・山手通り・青梅街道沿道ビルのインキュベーションオフィスづくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

中野駅周辺のまちづくりと連携して、各エリアの個性や特徴を生かした集客力を向上するしかけづくりを商店街などと協働で進めていきます。中野駅周辺の回遊性を高めて、中野の顔となる地域の商業集積地としての発展を促進します。

警察大学校等移転跡地および周辺のまちづくり推進

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野ほか)

中野の活力を高め、中野の顔としての役割を果たすため、既成市街地を含めた中野駅周辺地区を整備していきます。

警察大学校等移転跡地については、民間活力の導入によって商業・業務・住宅・文教などの機能を誘導するほか、民間と公共が協力して地区内に都市計画道路をはじめとする都市基盤を整備します。また、防災公園を含むオープンスペースの確保を図り、広域避難場所として安全な空間を実現していきます。学校や体育館、警察病院など、公共・公益施設の機能も適切に配置し、環境と調和した新たなまちをめざします。

区役所・サンプラザエリア、サンモール・ブロードウェイ地区などについても、「中野駅周辺まちづくり計画」を基本に、まちづくりを推進していきます。

中野駅南口地区のまちづくり推進

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野ほか)

中野二・三丁目地区や、駅・線路沿いの用地を含めた中野駅南口地区のまちづくりについて、地域とともに検討し、魅力ある商業・業務機能と良好な生活環境が調和した地区をめざします。

中野駅・駅前広場のまちづくり推進

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野ほか)

中野の顔としての魅力ある空間をつくるため、現在の駅および駅前広場の改善や周辺道路の整備を図り、公共交通機関の利便性の向上や歩行者の東西・南北交通の回遊性の確保をめざすとともに、駅および駅付近のバリアフリー化に向けて、関係機関に働きかけていきます。

さらに、もみじ山文化の森から平和の森公園、哲学堂公園へと連なる「みどりのネットワーク」の軸の中継点として、新たに北口広場を整備することをめざします。

産業新生のしかけづくり

(1) 目標とする姿

中野区の立地や事業環境を生かした IT・コンテンツ産業やヒューマンサービス業、環境産業などの都市型産業が集積し、区内産業が活発化しています。

経営革新や新事業の開発、創業などの経営技能の取得や向上ができる環境が整い、中野で学んだ人材が、区内の事業所で優良な業績を上げています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区内の情報通信および人的サービス提供事業所数	IT・コンテンツなどの産業の集積と発展を測るものになるため。	358 (13年度)	450	550

(3) おもな取り組み

IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

IT・コンテンツや環境などの都市型産業誘導のため、立地や人材・資金の確保、情報提供など、必要な条件整備の検討を進めます。

産業関係団体と連携するなどして、IT・コンテンツや環境などの事業で移転先を探している事業所を区内へ勧誘します。

IT・コンテンツや環境などの中小企業の事業活動をバックアップする財務や特許などについて、支援機能を強化します。

中野駅周辺・山手通り・青梅街道沿道ビルのインキュベーションオフィスづくりを支援します。

事業者や関係団体、区の連携により「IT・コンテンツ産業のまち」をアピールするイベントを開催するなど、事業発展の契機となるような事業者同士の情報交換の場をつくります。

産業教育環境の整備

(担当：区民生活部 産業振興分野)

大学などの教育研究機関や産業支援機関などと連携して、事業者や経営スタッフなどを対象に、経営管理や会計事務、法律、経済、環境などの知識・技術講座を開設します。

区民のMBA(経営学修士)取得を支援するとともに、事業者などと連携し、MBA取得者などには、区内事業者への紹介・あっ旋を行います。

経営改善や創業のための環境づくりの推進

(担当：区民生活部 産業振興分野)

産業支援情報のデータベースや商圈分析システムを充実するとともに、メールマガジンを発行して、有用な情報を提供できるようにします。

区内中小企業者が新製品や新技術を研究・開発して販路拡大をするために、ビジネスフェア・見本市・展示会等の支援を行います。

区内での創業を支援するため、インキュベーションオフィス機能の整備を図るとともに、創業資金融資をあっ旋します。

文化・芸術活動の支援【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

文化・芸術により活気のあるまちが生まれ、中野のまち全体の文化・芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化・芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

活力と地域の交流がある商店街づくり

(1) 目標とする姿

人々にとって魅力のある個々の商店が増え、集客力と活力のある商店街が出現しています。

また、個々の商店同士が協力しあい、安心して買い物ができるだけでなく、地域交流の場としてコミュニティの核となる商店街が生まれています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区内商業売上高	第三次産業が9割近くを占める中野区の産業について、その規模や活動を示すため。	1兆1135億5千万円 (14年度)	1兆1600億円	1兆2200億円

(3) おもな取り組み

個店・商店街の新生

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

サービス向上やスケールメリットを生かしたコスト削減などを図るために、店主たちが共同で取り組む事業運営をコンサルタントの導入などにより支援します。さらに、宅配サービスの実施や空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

店主や消費者、学識経験者などによる(仮称)商店街活性化協議会を設置し、新しい個店・商店街構想や活性化への抜本的な取り組みの検討を進めます。新たな取り組みにあたっては、建物の共同化の支援のほか、まちづくりの観点から、新生商店街エリアの形成を促進していきます。

また、流通サービス業などの商店街振興に役立つ公的ファンドの活用を支援していきます。

中野駅周辺地区を中心とした商店街振興

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

中野駅周辺のまちづくりと連携して、各エリアの個性や特徴を生かした集客力を向上するしかけづくりを商店街などと協働で進めていきます。中野駅周辺の回遊性を高めて、中野の顔となる地域の商業集積地としての発展を促進します。

多様な雇用機会の創出

(1) 目標とする姿

就労支援や勤労者の能力向上などのための環境が整い、中野区内を中心として就業者が増え、人々の生活が安定するとともに、地域の経済力が向上しています。

ライフステージに応じた柔軟で多様な働き方が浸透し、仕事と両立して、地域でいきいきと活動している人が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区民の就業者のうち、区内で就業している人の割合	職住近接の生活様式が浸透している状況を示すため。	39.9% (12年度)	41%	43%

(3) おもな取り組み

就業支援の推進

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

就業意欲のある区民が、自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業に向けた意欲を増すことができるよう、求職活動の支援を行います。

また、ハローワーク新宿や東京しごとセンターなどとの連携による就業相談を充実し、求職活動を支援していきます。

退職したシニア層や子育てを終えた女性たちなどの活躍の場としても期待できるコミュニティビジネスへの事業支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

障害者の雇用促進【再掲】

(担当：保健福祉部 障害福祉分野ほか)

区内企業などに対して、障害者の求人を発掘するとともに、就職を希望する障害者を募集し、求人企業と就職希望者のマッチングを進めていきます。また、IT技術の習得をはじめ、就職に必要なスキルを身につけるための支援を行います。あわせて、起業をめざす障害者に対する支援も行っていきます。

ワークシェアリングの普及・啓発【再掲】

(担当：子ども家庭部 男女平等分野ほか)

いわゆる団塊の世代が退職することによる影響や可能性を調査するとともに、ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加できる時間をとれるようにしていきます。

適切な土地活用の誘導

(1) 目標とする姿

区内各地域の特性を生かす形で都市計画が定められ、これをもとに土地の有効利用やオープンスペースの創出、道路の拡幅整備や建物の共同化などが進んでいます。

地区計画によるまちづくりも上鷲宮地区など各地で進展し、住環境が向上しているとともに、住宅や商業・業務、文教など、さまざまな側面で、まちの魅力が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
ネット容積率 区全体の宅地面積に対する延床面積の割合	各町丁目内宅地面積に対する延床面積の割合で、土地の有効利用の状況を示すため。	138.4% (13年度)	152% (18年度)	160%
提案型地区計画の導入件数	地域住民の合意による土地利用が図られていることを示すため。	-	3件	10件

(3) おもな取り組み

愛着と活力あるまちへの誘導

(担当：都市整備部 都市計画分野ほか)

にぎわいのある商業地区の活性化や、建て詰まった住宅地のまち並みの効率的な更新など、地域に合ったまちづくりを進めていくため、地域の人々が主体的にまちづくりを考え進める「提案型地区計画」を推進します。また、用途地域地区指定を補完する特別用途地区の制度や建築物の高さ制限などの規制と緩和を活用しながら、快適で活力あるまちづくりを誘導していきます。

同時に、国や都のさまざまな整備事業を活用することによって、産業の育成と住環境の整備を図ります。

快適空間の維持・創出を中心とするまちづくり

(担当：都市整備部 都市計画分野)

上鷲宮地区では、現在の住環境のいっそうの向上を図りながら、土地の有効な活用を進

めるために、地域の合意をまとめながら地区計画を策定し、まちづくりに取り組んでいきます。

住宅まちづくりの総合支援【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化による環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

地域に住む人々たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

共同化によるまちづくりの支援【再掲】

(担当：都市整備部 地域まちづくり分野)

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進するため、複数の敷地の共同化を図る取り組みに対して支援を行います。

拠点まちづくりの推進

(1) 目標とする姿

中野区内の JR や西武新宿線の各駅を中心とした地域は、土地の有効利用が図られ、商業・業務施設や公共施設などが集積し、オープンスペースやみどりの確保なども行われて、それぞれの地域の特性を生かしながら、人々が集まりにぎわう、魅力あふれる拠点となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
通勤・通学による区内への流入人口	区外から中野のまちを訪れ、働き、学ぶ人々の数は、まちのにぎわいを示すため。	86,531人 (12年度)	85,500人	89,000人

(3) おもな取り組み

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備

(担当：都市整備部 都市計画分野ほか)

商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出すことをめざし、地域と話し合いながら東中野駅西口および東口のまちづくりを進めます。

中野駅西口周辺については、JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。あわせて、商業や業務機能の集積によって地域のにぎわいと交流をつくり出します。

同時に、駅前広場の地下部分を利用して、現在の東中野南自転車駐車場に代わる新たな自転車駐車場の整備を行います。

西武新宿線と道路の立体交差化・沿線のまちづくり【再掲】

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野)

西武新宿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の立体交差化と一体となった沿線まちづくり整備構想・計画を策定し、立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

個店・商店街の新生【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

建物の共同化の支援など、新しい商店街エリアとしてのまちづくりを促進していきます。

利用しやすい交通環境の推進

(1) 目標とする姿

公共交通による区内の移動が難しい地域は、新たな交通手段を確保することにより、移動しやすい交通環境が整っています。

駅周辺に自転車駐車場がない駅や、あっても駐車できる台数が少ない駅の付近に、自転車駐車場を整備・増設し、放置自転車をなくしていくことにより、歩行者と自転車利用者が共存できるまちになっています。

また、区内の駅のバリアフリー化や周辺道路の段差解消などが順次進められ、だれもが利用しやすい交通環境が整備されています。野方駅については、北口整備にあわせてバリアフリー化が図られています。

道路交通の円滑化や安全性の向上とともに、南北地域の分断を解消し、地域にふさわしい活気あるまちを形成するため、西武新宿線と道路の立体交差化の早期実現に向けた取り組みと、沿線まちづくりが地域住民とともに進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
駅前自転車 放置率 駅周辺の乗り入れ 台数に占める放置 台数の割合	自転車の放置状況を端的に示しているため。	13.8% (16年度)	10%	7%
地域での勉強 会等参加人数 とまちづくり計 画進捗状況(西 武新宿線沿線まち づくり)	沿線地区のまちづくりの進展状況を示すため。	地域での勉強 会等参加 人数: 延べ575人 (16年度)	各駅周辺整 備計画策定	立体交差化 事業着手の ための環境 づくりが完了

(3) おもな取り組み

地域交通の整備

(担当：都市整備部 土木分野ほか)

公共交通による区内の移動が難しい地域に、新たな交通手段を確保することで、移動しやすい交通環境を整えていきます。

中野駅周辺などへの交通手段が少ない上鷺宮を中心とする地域については、平成17年度に開設した民間事業者によるバス路線への支援を行っていきます。

さらに、高齢者・障害者など一人での移動が制約される人たちが、気軽に利用でき、目的地にスムーズに移動できるような新しい交通のしくみについて導入をめざします。

自転車利用環境の整備

(担当：都市整備部 土木分野ほか)

歩行者と自転車利用者が共存できる、利用しやすい交通環境を整えていくため、自転車駐車場のない駅周辺の地区に、民間駐車場整備の補助制度による支援などの、民間活力を活用した方法も含めて、自転車駐車場の整備をめざします。

また、東中野駅前広場と一体になった自転車駐車場の整備に伴い、現在の東中野南自転車駐車場を廃止します。

野方駅北口の開設

(担当：都市整備部 都市計画分野)

駅利用者など区民の利便性を高めるため、西武鉄道株式会社と協力しながら野方駅北口を開設します。あわせて駅構内のバリアフリー化を図ります。

都市計画道路の整備

(担当：都市整備部 都市計画分野)

中杉通りや早稲田通りの拡幅整備、中野通りの改良など、東京都と連携・協力して都市計画道路の整備促進を図ります。

区施行のもみじ山通りについては、この10年間で周辺に住むみなさんと地区のまちづくりについて協議しながら、拡幅整備に着手します。

西武新宿線と道路の立体交差化・沿線のまちづくり

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野)

西武新宿線による南北交通の分断解消を図り、沿線周辺の住みよい住環境を築くため、地域の人々と合意形成を図りながら、鉄道と道路の立体交差化と一体となった沿線まちづくり整備構想・計画を策定し、立体交差化事業着手のための環境づくりを進めます。

駅周辺道路などのバリアフリー整備【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいように道路や駅舎などの環境を整えていきます。

東中野駅周辺のまちづくりと駅前広場整備【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野ほか)

JRと連携して東中野駅前広場の整備を進め、人々の円滑な移動を可能にします。

多様で良質な住宅の誘導・確保

(1) 目標とする姿

民間による高齢者向け住宅やファミリー向け住宅が整備され、建物の共同建て替えやなどが進み、道路の整備、オープンスペースやみどりの確保、防災性の向上などが進むなかで、さまざまな世代が快適に暮らせる良質な住宅ストックが拡大しています。

住宅に困窮する方々が、安心して快適に住み続けられるようになっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
誘導居住水準を満たす住宅の割合	住宅の広さや質が向上した証となるため。(調査は5年に1度)	持ち家58% 借家21% (15年度)	持ち家70% 借家30% (20年度)	持ち家80% 借家35% (25年度)
住宅の満足度	住宅や住環境の質の向上度合いを示すため。	58% (16年度)	65%	70%
高齢者向け民間賃貸住宅登録戸数	区内に良質な高齢者向け賃貸住宅が確保されることを示すため。	40戸	200戸	500戸

(3) おもな取り組み

区営住宅の建て替えとこれにあわせた民間住宅の誘導

(担当：都市整備部 住宅分野)

老朽化した区営住宅(新井四丁目)を民間事業者等により建て替え、良質な民間賃貸住宅とあわせて、高齢者向けの設備を備えた質の高い公営住宅等を確保します。地域の中で、さまざまな年齢の人々が交流を深めながら生活できる住宅をめざします。

高齢者向け住宅の誘導

(担当：都市整備部 住宅分野)

区の未利用地を活用して、民間事業者等により良質な民間賃貸住宅を整備し、その一部を高齢者向けの設備を備えた優良な賃貸住宅として利用します。入居する高齢者の家賃負担が過大にならないよう、所得に応じて区が助成を行います。新たな住宅では、ファミリー層などさまざまな人々が、よりよい住環境のもとで交流を深めながら地域生活を送ることをめざしていきます。

また、住宅の確保が難しい高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、民間の土地所有者等の協力を得て、高齢者向け優良賃貸住宅の整備・誘導を進めます。

住宅まちづくりの総合支援

(担当：都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化などによる環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

このため、区との連携のもと、NPO や民間専門事業者が住宅の改修や建て替えのプランづくりから資金面まで、区民の住まいをめぐるさまざまな相談に総合的に応じ、情報や専門技術を提供できる体制を整備します。

また、地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

住み替え支援・相談

(担当：都市整備部 住宅分野)

住み慣れた地域での居住継続を希望する高齢者や障害者の住み替えを円滑にするため、高齢者円滑入居賃貸住宅として登録されている住宅の紹介や、既存の債務保証制度などの活用による新しい居住支援のしくみをつくります。

耐震性や設備等の面から高齢者アパート・身体障害者アパート事業を終了し、入居者には新たな住居を確保するなどの支援をします。

領域 . 持続可能な活力あるまちづくり

- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

1 . 10年後のまちの姿

「環境に配慮する区民生活が根づくまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち

区民の日常生活の中で、温室効果ガスの排出量削減をめざしたエネルギー消費の抑制や、環境保全のための消費行動など、地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

太陽光発電など、自然エネルギーの利用が進んでいます。

区民や事業者、区が連携し、ごみの発生抑制の具体的な取り組みが広がっています。区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、資源の再利用の取り組みが進んでいます。

庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取り組みが進んでおり、まちのみどりが、人々の心にやすらぎを与えています。

2 . 現状と課題

石油や石炭の消費増大とともに二酸化炭素など温室効果ガスが大量に大気中に排出され、地球温暖化が大きな問題となっています。エネルギー消費の抑制や自然エネルギーへの転換の取り組みが求められ、日常生活レベルで急務となっています。区有施設でも、太陽光や風力などを活用した発電施設を設置し、民間にも広めていく必要があります。

ごみの量はここ数年減少していますが、最近はやや鈍化の傾向もみられます。最終処分場の利用年数も限られており、循環型社会の実現をめざして、ごみの発生抑制、不用品の再利用、再生利用を促進していく必要があります。プラスチック製容器包装やごみに混入している他の資源化可能物のリサイクル等を通じた、なお一層のごみの減量への取り組みが課題となっています。

庭やベランダで園芸を楽しむ家庭が少しずつ増えてきている一方で、宅地分割などにより長年かけて育ってきたみどりが失われています。家庭や地域で、みどりを増やし、維持する取り組みをいっそう支援していくことで、やすらぎとうるおいのあるまちにしていく必要があります。

3. 施策の方向

環境に 配慮する 区民生活が 根づくまち	省エネルギーに取り組むまちづくり
	ごみの発生抑制と資源化の推進
	身近なみどりの拡充

省エネルギーに取り組むまちづくり

(1) 目標とする姿

省エネルギー・省資源が、人々の日常の暮らしや事業活動の中に定着し、太陽光発電などの自然エネルギーの利用が活発に行われ、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に効果をあげています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区内の電気、ガス使用量に基づき換算したCO ₂ 排出量	家庭、事業所のCO ₂ 排出量の約5割以上が電気、ガス使用によるものであるため。	家庭等40万トン 事業所26万トン (14年度)	家庭等34万トン 事業所22万トン (14年比約14%削減)	家庭等31万トン 事業所20万トン (14年比約22%削減)

(3) おもな取り組み

省エネルギーの推進

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野ほか)

家庭や事業所の省エネルギー、省資源などに配慮した取り組み事例を紹介し、さらに評価・表彰するしくみを創出します。

町会・自治会や学校など地域の中で、省エネルギーをはじめとした地球温暖化防止に有効な取り組みの紹介や診断、アドバイスを行うことのできる、地域の核となる人材を育成します。

区においても、省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用を進めていきます。

自然エネルギーの導入促進

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野)

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー機器を区や友好都市などに設置する事業や環境配慮事業に区民が出資し、その運用により生じた利益を出資者へ配分するしくみ

を NPO や事業者、友好都市などとの協働により創出します。

家庭への自然エネルギー機器の普及促進を図るため、太陽光発電機器の設置を支援します。

購入電力の5%程度を自然エネルギーで発電した電力とする「グリーン電力証書」の購入を事業者へ働きかけ、購入事業者の取り組みを公表・紹介するなどのしくみをつくります。

環境マネジメントシステムの導入

(担当：区民生活部 環境と暮らし分野ほか)

区民、NPO、事業者との協働により地球温暖化防止ビジョンなどを策定するとともに、区役所本庁舎について、環境マネジメントシステム ISO を導入します。

また、環境に配慮した事業運営を促進するため、事業者エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を働きかけます。

ごみの発生抑制と資源化の推進

(1) 目標とする姿

区民、事業者と区が連携し、ごみの発生抑制や資源の再利用・再生利用の取り組みが広がり、「ごみ半減」が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区民1人1日 あたりのごみ 排出量	区民のごみ発生抑制努力の成果を示すため。	741g (15年度)	540g	372g
資源化率 資源化率 = 資源回収量 /(ごみ量+資 源回収量) 数 値が高いほど 資源の有効利 用が進んでい る	ごみへの資源可能物の混入状況と資源化を測ることができ、循環型社会の達成度を示すため。	18.7% (15年度)	34%	51%

(3) おもな取り組み

ごみを出さない生活スタイルの推進

(担当：区民生活部 ごみ減量分野)

ごみの発生抑制(Reduce)、資源の再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる、ごみ

を出さない生活スタイルを定着させるため、事業者に対してごみにならない製品の開発などを求めるとともに、効果的な情報提供や環境学習、ごみ・リサイクル会計の公表などを進めます。

また、ごみを出さない生活スタイルを推進するため、「ごみゼロ都市・なかの」の実現に取り組む区民団体とも連携・協力していきます。

さらに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化を行います。

資源の回収促進

(担当：区民生活部 ごみ減量分野)

ごみとして出される資源を減らすため、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん・缶、乾電池、古布などの回収を促進します。

古紙は、行政による回収から地域の団体による集団回収への移行を進め、自主的なリサイクル活動への支援を促進します。

ペットボトルは、公共施設への回収ボックスの設置や集合住宅における回収拠点の拡大を行うとともに、ペットボトルを減容する自動回収機の店舗などへの設置導入を支援します。

プラスチック製容器包装は、回収する地域を拡大し、全区展開をめざします。

びん・缶の回収については、回収の効率化と休日回収の実施、回収拠点の増設を行い、分別の徹底と回収の促進を図るとともに、報奨金を廃止します。

「生ごみの水切り」啓発や共同住宅へのデスポーザーの導入支援など、家庭や地域での取り組みとともに、たい肥化やその活用を進める地方都市との連携などによって、生ごみの減量と資源化を進めていきます。

事業系のごみ減量と資源化の促進

(担当：区民生活部 ごみ減量分野)

区内事業者の9割以上を占める小規模事業所を対象に、ごみ減量ガイドブックを作成・配布し、ごみ減量・資源化の情報提供を行います。

また、事業者がみずからの責任で適正に処理する原則を踏まえ、自主ルートによる廃棄物の資源化と処理を促進していきます。

身近なみどりの拡充

(1) 目標とする姿

屋上緑化や生け垣化など、区民の生活に身近なところでみどりが増えています。そうしたみどりが、人々にやすらぎとうるおいを与えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
緑被率	身近なところでみどりを増やす試みが広がっているかどうかを示す数値であるため。	16.0% (16年度)	16.2%	16.5%
年間に認定した緑化計画面積	緑化面積が増えることは区内のみどりを増やすことにつながるため。	6,975㎡ (15年度)	34,500㎡	69,000㎡
生け垣・植樹帯助成延長	目に見えるみどりの量の向上につながるため。	161m (15年度)	750m	1,500m

(3) おもな取り組み

地域緑化の推進

(担当：都市整備部 公園・道路分野)

緑化の普及・啓発に努め、身近なところでみどりを増やす取り組みを進めます。

生け垣設置時に助成を行うとともに、保護樹木・樹林などを指定して維持管理を支援します。地域のみなさんと「みどりの協定」を結んで緑化を進めていくとともに、地域団体やNPOなどのみどりを増やし保全する取り組みを支援します。

公共施設の緑化推進

(担当：総務部 営繕分野ほか)

区民がうるおいを感じ、環境にやさしい生活を享受できるよう、校庭の芝生化、屋上緑化など学校や公共施設の緑化を進めます。

建築時などの緑化推進

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

条例による建築確認時の緑化の効果的な指導を進め、地上部や屋上のみどりの確保に努めます。

領域 ． 持続可能な活力あるまちづくり

- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

1 ． 10年後のまちの姿

「安全で快適な都市基盤を着実に築くまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち

地区の特徴を生かしつつ、道路整備や建物の共同化、不燃化などが着実に進められています。

区内各所で建築物の耐震性の向上や防災体制の整備、備蓄物資の確保などが進み、まちの防災機能が高まっています。

狭あい道路が減少し、道路の安全性と快適性が高まっているとともに、消防活動の困難な区域が少なくなっています。

みどりの拠点となる公園の計画的な整備や、今ある緑地の保全など、自然と調和し環境への負荷を低減する都市基盤の整備が進んでいます。

区内各所では、だれもが気持ちよく利用できる駅や道路、建物などの都市環境づくりが進んでいます。

2 ． 現状と課題

区内の大半は低層の木造住宅が密集しており、不燃化率が低い上に、狭い道路も多く、災害時の危険性が高い状況にあります。とくに、古い木造住宅は耐震性が低く、大きな地震の際には倒壊の不安もあります。

また、まちの骨格となる都市計画道路の整備率も約 39%にとどまり、区内の道路全体の平均幅員も狭いのが現状です。区内の過半を占める狭あい道路は、沿道の建物を建て替えるときに後退を促す方法を中心に拡幅を進めていますが、道路の部分的な拡幅はできても、路線全体の拡幅を実現するまでには多くの時間を要しています。

道路などの整備、建物の共同化・不燃化、空地の確保や景観の向上、バリアフリー化など、地域の特性にあったまちづくりを、区民とともに検討しながら、取り組んでいく必要があります。

震災時の被害を防止し、軽減するため、建築物の耐震化を促進することが急務です。あわせて、災害情報の収集・伝達体制の拡充、災害情報の共有化、災害時の避難生活等の支援体制の充実を図ることが求められています。

区内の公園は、一部の大規模公園を除き、1,000㎡未満の狭小な公園が約3分の2を占めています。区民一人あたりの公園面積も1.17㎡と低い数値になっています。区民一人あたりの公園面積の拡大に努め、公園に求められる新しいニーズに応じて、緑地や河川、民有地のみどりとあわせてネットワークとして機能させ、やすらぎの空間を創出する必要があります。

一方、区内では、多くの人々が利用する駅や公共施設などに、段差や障害物、わかりにくい表示が残っています。区民や事業者の協力のもとで、ユニバーサルデザインによる都市環境づくりを進めていくことが求められています。

3. 施策の方向

安全で快適な 都市基盤を 着実に 築くまち	安心して住み続けられるまちづくり
	まちの防災機能の強化
	道路・橋梁の安全性・快適性の向上
	みどりのネットワークがあるまちづくり
	だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

安心して住み続けられるまちづくり

(1) 目標とする姿

良好な住環境が確保され、だれもが安心して住み続けられるまちづくりが進んでいます。とくに、木造住宅が密集している地域などでは共同化などによって建て替え更新が進み、大地震などの災害に強いまちが築かれています。

10年間では、区内各地で住宅の共同化・不燃化への建て替えが増えているとともに、広域避難場所に指定されている区域に防災公園の整備が進み、平和の森公園周辺地区や南台地区など、避難場所をとりまく地域の道路拡幅や建物の不燃化によるまちづくりが進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
不燃化率 町丁目ごとの建築面積に対する、耐火造と準耐火造建築物の建築面積の割合	火災に強いまちが実現していくことを示すため。	46.7% (13年度)	48%	50%
3地区平均の不燃領域率 (南台四、平和の森、南台一・二、弥生町地区) 地区内建築物の耐火性の向上と空地の増加についての比率	災害時の出火防止と延焼を遅らせる効果を示すため。	50.1% (15年度)	60%	65%

地区計画道路の整備率	地区計画区域内の道路整備が進むことで、避難路の確保が図られるため。	33.2% (16年度)	40%	50%
------------	-----------------------------------	-----------------	-----	-----

(3) おもな取り組み

共同化によるまちづくりの支援

(担当：都市整備部 地域まちづくり分野)

建築物の耐火化、一定規模の空地確保、緑化の推進などによる市街地環境の改善と良好な住宅の供給等を促進するため、複数の敷地の共同化を図る取り組みに対して支援を行います。

住宅まちづくりの総合支援【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化による環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても積極的に相談などの支援を行います。

地区計画による防災まちづくり

(担当：都市整備部 地域まちづくり分野)

広域避難場所の周辺は不燃化などを進め、避難路を確保していきます。

このうち、南台一・二丁目地区および南台四丁目地区では、災害時の安全性や防災機能の確保等を図るため、道路の整備や住環境の確保などを進めます。

広域避難場所である東京大学附属中等教育学校一帯周辺の不燃化を図ります。また、南部防災公園の整備に向け検討を進めます。

平和の森公園周辺地区では、地区計画にもとづき、道路の整備や住環境の確保などを進めます。とくに、防災公園としての機能を確保するため、災害時の避難路として活用できる新設道路の整備を重点的に行います。

都市計画道路の整備【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野)

都市計画道路を整備することで、渋滞のない円滑な交通と、安全で快適な歩行空間を確保するとともに、防災上も、延焼遮断帯や避難路の改善を行っていきます。

公園の新たな整備【再掲】

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、また、災害時に

は防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

みどりのネットワーク推進【再掲】

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化・公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。

警察大学校等移転跡地および周辺のまちづくり推進【再掲】

(担当：都市整備部 中野駅周辺整備分野ほか)

防災公園を含むオープンスペースの確保を図り、広域避難場所として安全な空間を実現していきます。

耐震化支援【再掲】

(担当：都市整備部 建築分野ほか)

一般耐震診断による補強計画の提案、一戸建て住宅の資産活用型助成や共同住宅の補償型助成による耐震改修等により、建築物の耐震化を図っていきます。

まちの防災機能の強化

(1) 目標とする姿

耐震性の不十分な住宅について、耐震診断が実施されることにより、耐震性能を認識している住戸数が増加し、性能に応じた耐震改修等が進むとともに、共同化を含むさまざまな建て替えが推進され、耐震性が向上しています。

さらに、備蓄物資の確保や避難所の機能などが拡充し、防災無線のデジタル化が進んで、まち全体の災害への備えと情報提供が充実しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
木造住宅の耐震性能を具体的に認識している住戸数 (昭和56年以前の耐震性が不十分な住宅が対象)	耐震性能を具体的に認識することが、耐震改修・建て替えかの前提となるため。	360戸 (16年度)	13,000戸	26,000戸

(3) おもな取り組み

耐震化支援

(担当：都市整備部 建築分野ほか)

耐震性が不十分な割合が高い昭和56年以前の住宅に対しては、耐震診断の事業案内を各戸に配布します。このうち、木造住宅32,000戸については、戸別訪問を実施し、具体的な耐震性能を認識してもらい、簡易耐震診断を進めるほか、建て替えや共同化などのまちづくりを進めるきっかけとしていきます。非木造住宅についても、専門家による一般耐震診断の受診を紹介していきます。

また、一般耐震診断による補強計画の提案、一戸建て住宅の資産活用型助成や共同住宅の補償型助成による耐震改修等により、建築物の耐震化を図っていきます。

あわせて、地震時に室内の家具が転倒することにより、危険であることを周知する事業案内の各戸配布を行うとともに、家具の転倒を防止するための器具取り付け助成・紹介を行います。

区有施設の耐震対策の推進

(担当：総務部 営繕分野)

多くの区民が利用し、大震災時には避難場所等として活用することとなる区の施設について、計画的に耐震性を高めていきます。

防災のための情報提供システムの充実

(担当：総務部 防災分野ほか)

災害情報を区民に迅速・的確に提供するため、新たな情報伝達システムを導入するとともに、地域防災無線のデジタル化を進めます。

避難所の機能強化

(担当：総務部 防災分野)

避難所における避難生活の向上をめざし、避難所周辺道路にあるマンホールをトイレとして使用できるようにするとともに、高齢者等に配慮した備蓄食品の改善を図ります。また、防災会との連携を強化し、円滑な避難所運営を図ります。

道路・橋梁の安全性・快適性の向上

(1) 目標とする姿

人々が快適で安全に行き交う交通環境が確保されています。道路の舗装改良や狭あい道路の解消が進み、老朽化した橋の再生整備も実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
狭あい道路 (私道を含む) のうち、区が 拡幅整備した 率	狭あい道路が減少しているかどうか の状況を示すため。	18% (16年度)	23%	28%
周辺道路の 歩きやすさ を感じる区 民の割合	区民の満足状況に着目して、安全で 快適な道路環境が区民の実感として 進んでいるかどうかを示すため。	28.8% (16年度)	30%	33%

(3) おもな取り組み

狭あい道路の拡幅整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野)

幅4m未満の道路を、建築物の建て替えなどにあわせて拡幅整備し、安全な道路空間を確保していきます。

また、住宅まちづくりの総合相談などを通じて、区内各地での取り組みを促進し、狭あい道路の積極的な解消を図ります。

道路・橋梁の整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野、土木分野)

計画的に基金を積み立て、これを財源に道路や橋梁を整備して、安全な交通環境を確保していきます。

みどりのネットワークがあるまちづくり

(1) 目標とする姿

公園などの公共のみどりを核とし、これを沿道や河川沿いのみどりや民地のみどりなどが軸として結ばれ、区内全体に「みどりのネットワーク」が広がり、鳥や虫など生き物の移動も可能となっています。まちには、自然と調和し環境への負荷を低減するみどりの都市基盤が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
緑地率 区の全面積 に占める緑地面積 の割合	安全で快適な、都市のゆとり空間が 確保されているかどうかを示すため。	5.44% (16年度)	5.73%	5.83%
区民一人あ たりの公園 面積	区民の利用できる公園が面積とし て増加しているかどうかを示すた め。	1.17㎡ (16年度)	1.31㎡	1.38㎡
公園に対す る要望・苦情 件数	公園が適切に管理・利用されている かどうかの状況を示すため。	921件 (15年度)	690件	530件

(3) おもな取り組み

公園の新たな整備

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

豊かな自然林が残され、人々がやすらぎを感じることができる公園として、また、災害時には防災公園ともなる(仮称)北部防災公園を整備します。(仮称)南部防災公園についても、整備に向け検討を進めます。

みどりのネットワーク推進

(担当：都市整備部 公園・道路分野ほか)

平和の森公園や哲学堂公園など大規模なみどりをつなぐ軸として、沿道や河川沿いの緑化・公共施設の緑化を進めるとともに、民地のみどりを増やす取り組みを支援します。とくに、新たな開発が予定されている警察大学校等跡地地区やその周辺について、防災公園の整備や民間のみどりの誘導により、みどりのネットワークを構築します。

豊かな公園利用の促進

(担当：都市整備部 公園・道路分野)

さまざまな区民のニーズに応えながら愛される公園づくりを進めていくため、「健康づくりのための公園」や「環境共生のための公園」など、新たな利用の仕方を広げていきます。

安全で快適に利用できる公園をめざして、巡回パトロールを行い、適正利用の指導を強化します。

だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 目標とする姿

だれにとっても利用しやすい都市環境のまちが実現しています。交通環境が改良されており、大規模開発にあわせたユニバーサルデザインも実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
周辺道路の歩きやすさを感じる区民の割合	安全で快適なユニバーサルデザインの道づくりが区民の実感として進んでいるかどうかを示す指標になるため。	28.8% (16年度)	30%	33%

(3) おもな取り組み

ユニバーサルデザインの推進

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

日常生活のあらゆる場面で障害者をはじめ、高齢者や子ども、妊婦など、だれもがやさしく、快適に利用できるよう施設や製品の設計に配慮が行き届いているユニバーサルデザインを推進します。このため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めるとともに、絵文字(ピクトグラム)によるわかりやすい交通案内表示やお店の案内表示など条件整備を進めていきます。

駅周辺道路などのバリアフリー整備

(担当：都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいように道路や駅舎などの環境を整えていきます。区がまとめた「交通バリアフリー整備構想」にもとづき、区内5つの重点整備地区(新中野、東中野・落合、鷲宮、野方、中野)について、順次、駅までの道路の段差解消などの整備を行うほか、鉄道事業者や東京都などの協力を得ながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。

区有施設のバリアフリー対策の推進

(担当：総務部 営繕分野)

だれもが安全で快適に利用できるよう、計画的に施設の保全やバリアフリー化を進めます。

領域 . 自立してともに成長する人づくり

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

1 . 10年後のまちの姿

「子育て支援活動など、地域活動が広がるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

地域では、幅広い育成活動が実践され、家庭や学校などと連携して子育てに関わっている人が増えています。

子どもが、地域の中で遊びや学習、世代間交流などを通じてさまざまな体験をする場が用意されています。

保護や特別な支援が必要な子どものために、状況に応じた適切な支援が提供されています。

子育て・子育てのための相談機能や子育て支援のサービスが拡充され、安心して子育てができています。

地域で、子育て講座や、親になるための準備教育が進められ、親が自信や喜びを持って子育てに取り組んでいます。

保育園や幼稚園など、乳幼児のための施設は、相互の連携が図られ、どの子どもにも同じように質の高いサービスが多様に提供されています。

保育を必要とする子どものために、柔軟に利用できる良質なサービスが整えられています。

2 . 現状と課題

地域への帰属意識が失われつつある中で、人間関係が希薄化し、地域の子どもたちへの関心が薄らいできています。子ども会などの育成団体も後継者が育ちにくいなど、地域によっては子育て活動が停滞する一方、子どもたちの現況に合わせた新しい活動も生まれています。子どもの健全育成を支えるさまざまな自主活動が、地域で活発に展開されるとともに、今後増加が予想される定年退職者を含めて、多くの人々がこうした活動に参加していくことが求められます。あわせて、子どもたちが多様に活動できる特色のある施設づくりや事業展開が必要です。

核家族化や近隣関係の希薄化により、子育て家庭には、身近に子育ての知識を教えてくれる人や相談相手、困ったときに手助けしてくれる人が少ないのが実態です。また、長時間労働など厳しい就労環境などのために、家事・育児への男性の参加は進まず、多くの場合、育児が母親一人に委ねられています。その結果、子育てが孤独な営みとなって、不安や悩みを持つ親が増えており、それが高じると、最悪の場合には虐待に至ることがあります。中野区にお

いては、毎年度80件前後の子どもの虐待ケースに対応しており、虐待者の約8割が母親となっています。女性も男性も育児と仕事を両立できる社会環境を整えるとともに、子育てに関する不安や悩みを受け止め、解消できるよう支援を行う必要があります。そして、虐待を未然に防止するとともに、不幸にして発生した場合には、適切な対応を迅速に行う必要があります。

発達の遅れや障害のある子ども、特別の支援を要する子どもに対する家族や地域の理解や知識を深め、支援の力を高めていくことが必要とされています。そのため、さまざまな子どもの状況を把握し施設や地域の活動団体などが連携して、成長・発達を支援していくことが重要となっています。

乳幼児人口は減少傾向にある一方で、女性の就業率が高まり、保育需要は年々高まっています。保育サービスの拡充に努めていますが、多様化する保護者のニーズに十分に答えられているとはいえません。また、乳幼児のための施設には保育所と幼稚園とがあり、それぞれ子どもを受け入れる時間やサービスが異なる状況にあります。多様に利用できる保育サービスの拡充や教育・保育環境の整備を進める必要があります。

3. 施策の方向

子育て支援活動など、地域活動が広がるまち	子どもの育ちを支える地域づくり
	健やかに子どもを育む家庭づくり
	特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
	さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進
	質の高い幼児教育・保育の実施

子どもの育ちを支える地域づくり

(1) 目標とする姿

子どもの育ちを社会全体で支えていくとの意識が醸成され、育成活動や子育て支援の活動に参加する区民が増え、地域の養育力が高まっています。一方、子どもの参画の機会と遊びや交流の場が、地域や学校と協働した形で用意され、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て・子育て支援のネットワークが地域の中で広がっていきます。また子どもたちの安全を守るための地域ぐるみの取り組みが行われ、子どもの安全が守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
子育ての自主的な取り組みや地域の育成活動などに参加した大人の増加	大人の参加者の増加は、子どもの育ちを地域全体で支えていくとの意識が高まっていることを示すため。	——	14,000人	15,000人
地域活動やグループ活動への子どもの参加率の向上	子どもの参加割合の増加は、地域においての子どもの居場所と活動が充実していることを示すため。	74% (16年度)	80%	85%

(3) おもな取り組み

地域の養育力の向上

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野)

地域にあるこれまでのさまざまな子ども育成に関する組織を再編し、地域での子どもたちの状況の把握や情報交換等を行うとともに、地域内の子ども施設と育成団体等が連携・協力を進めることにより、地域の養育力を高めていきます。また、身近なところで育児や子育て支援ができるように子育てサポーターを養成し、地域全体で子育て家庭を支えていきます。

地域・学校が連携した子ども育成の推進

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

地域の中で、児童館は校庭などを活用しながら小学校と連携し、子どもたちが遊んだり学んだり、交流したりできる環境を整えていきます。また、乳幼児親子の交流や子育てに関する地域との協働事業の展開、さらには、地域の健全育成や問題を抱えた子どもや家庭への支援などに取り組み、その機能を拡充し、地域と学校と家庭が一体となった子どもの育成を推進します。

また、こうした観点から、児童館で行ってきた遊び場事業を、順次小学校を拠点とした地域・家庭・学校との協働による子どもの育成事業として展開し、子どもたちが地域の大人たちに見守られて健全に活動するための環境づくりを推進していきます。あわせて、学童クラブも小学校内に設置を進め、民間の運営により保育時間の延長などサービス拡大を図っていきます。

これからの児童館は、地域団体やNPOが主体となって、地域の子どものニーズや地域特性を活かした特色ある事業を進めるとともに、中高生のニーズに対応する事業を展開し、中高生が中心となって活動できる場所も整えていきます。

町会・自治会や子ども会の行事への子どもたちの参加を促進し、新たな地域の担い手として育てていくことで、子どもたちに地域の一員であるという自覚が芽生え、社会に役立つ

喜びが実感できるようにしていきます。

地域の子育てコミュニティの拠点づくり

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

区内4か所に設置される(仮称)地域子ども家庭支援センターは、区の子ども関連施設を統括するとともに、地域のさまざまな子育て支援団体や関係機関のネットワークの中心となります。地域内の子育ての情報や子どもとその家庭の状況などを把握しながら、必要なサービス提供と支援のコーディネートを行い、地域の子育てコミュニティの中核拠点となっていきます。

また、乳幼児に関するサービスを行いながら、乳幼児親子の活動場所を提供し、乳幼児親子の新しいコミュニティの拠点づくりをめざします。

子どもの安全対策の強化【再掲】

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

学校開放事業や子どもの育成などで地域の人々が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めていきます。

また、安全パトロールなど子どもを守る活動に地域が関わることで、子どもに関する事故や犯罪を未然に防止していきます。

健やかに子どもを育む家庭づくり

(1) 目標とする姿

保護者が子育てに肯定感を持ち、健康な心と体で子育てを行えるよう、妊娠中から出産、新生児・乳幼児の育て方・健康管理等について情報の提供や支援を受けられる体制が整っています。

また、子育てに関する体験や学習の場が提供され、親やこれから親になる人々に、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さに対する理解が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
子育てが楽しいと感じている保護者の割合	保護者が子育てに肯定感を持ち、健康な心で子育てに取り組んでいることを示すため。			

大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の増加	自信や喜びを持って子育てに取り組んでいることを示すため。	74% (16年度)	80%	85%
------------------------------	------------------------------	---------------	-----	-----

中野区次世代育成支援行動計画の指標として現在調査中。9月に結果予定。

(3) おもな取り組み

家庭の養育力の向上

(担当:子ども家庭部 出産・育児支援分野ほか)

これから親になる人たちを対象にした講座や、育児不安や困難を抱える母親を対象にしたグループミーティングなどにより、子どもを持つことや子育てに対する不安の解消を図ります。

新産婦・新生児家庭への訪問により、育児に関する心理的または技術的な助言や情報を提供するとともに、子育て期を通じた継続的な支援に取り組み、子どもの健やかな成長をめざします。

中高生に対する保育体験等の実施や、ボランティア体験の機会を増やすことで、次代の親になる人たちにも子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さに対する理解を進めていきます。

子どもの健康増進の支援

(担当:子ども家庭部 子ども健康分野ほか)

乳幼児・児童の健康診査や予防接種等の機会をとらえ、子どもの事故予防や食育、体力向上、その他の健康な生活習慣の定着への啓発やプログラムを実施し、子どもの健康増進を図る子ども自身の力と家庭力を高めていく支援を充実します。

また、日頃から健康相談ができる子どもかかりつけ医定着推進や、急病のときの医療機関情報等の啓発により、子どもと家庭の適切な健康管理を支援します。

特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化

(1) 目標とする姿

子育てに関する相談体制等が充実し、子育て家庭は大きな不安や悩みを抱くことなく、子どもを育てることができます。

虐待など、支援が必要な事例は潜在することなく、健診や相談、子ども施設などあらゆる機会や場において早期に発見されるとともに、適切な対応が迅速に行われています。

また、発達の遅れや障害について気軽に相談できる場やサービスが整い、子どもとその家

族は、適時・適切な支援が得られています。さらに、一貫した療育支援が受けられるしくみが整備され、発達の遅れや障害のある子どもが、安心して保育所、幼稚園、学童クラブや学校に通うことができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
子ども家庭支援センターが把握している子どもの虐待件数の減少割合	虐待で支援が必要な家庭の把握ができていないことにより虐待の未然防止や早期発見・適切な対応が可能となることを示すため。	3% (16年度)	30%	80%
子どもの発達の遅れや障害についての相談・問題解決に満足している相談者の割合	相談者の満足度が安心につながっていることを示すため。	89% (16年度)	92%	95%

(3) おもな取り組み

虐待の未然防止と適切な対応

(担当：子ども家庭部 子育て支援分野、出産・育児支援分野ほか)

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、虐待対策ワーカーを配置し、養育支援が必要な家庭や乳幼児健診未受診家庭など、子どもの養育困難な状況が懸念される家庭を訪問して支援を行うことで、虐待の未然防止をめざします。

中野区要保護児童対策地域協議会を活用し、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生児童委員、警察等の関係機関のネットワークを形成することで、地域ぐるみで虐待の未然防止や早期発見、適切な対応に取り組みます。また、子どもに直接関わる職員に対する研修を充実させ、虐待の早期発見や対応能力の向上を図ります。

親や区民一般に対する啓発を継続的に行い、虐待防止・発見に対する認識を深めることで、地域の虐待発見力を強め、地域全体で子育て家庭を見守り、健やかな子育てを支援していきます。

区内4か所に(仮称)地域子ども家庭支援センターを配置し、虐待への対策を強化し、地域での虐待通告機関としての機能を充実させます。虐待通告を受けたケースについて児童相談所と連携・協力しながら、迅速な対応を行います。また、軽度の虐待が認められる児童や、施設に入っていた児童が家庭復帰した後の家庭に対する支援を行い、子どもを虐待から守ります。

発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実

(担当：子ども家庭部 子ども健康分野、出産・育児支援分野ほか)
 (仮称)地域子ども家庭支援センターが、中心機関となって保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関のサービスを調整し、それぞれの子どもにあった個別支援計画を作成します。支援計画に基づいたサービスを各関係機関が提供していくことで、発達の遅れや障害のある子どもが、地域で一貫した療育支援を受けられるようにします。

また、保育、療育、保健、教育、福祉等の関係機関での発達障害児等に対する対応力の向上や保護者に対する啓発を図り、子どもの発達の遅れや障害の早期発見・早期対応に努めていきます。

障害のある子どもの教育の推進【再掲】

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子どもも互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進

(1) 目標とする姿

子育て家庭は、子どもの状況や家庭の事情に応じてそれぞれが必要とする子育て支援サービスを十分に利用できており、不安を抱くことなく子育てを行っています。

また、乳幼児を持つ保護者は、必要なときはいつでも保育所などを利用することができ、子どもたちは、多様な担い手による保護者のさまざまな状況に応じた保育の提供を受けて、健やかに育っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
必要なときに子どもを預けることができた保護者の増加	適切な子育てサービスが提供されていることを示すため。			
保育所の待機児率	待機児童の減少は、保育ニーズに対応できていることを示すため。	2.02% (15年度)	0%	0%

中野区次世代育成支援行動計画の指標として現在調査中。9月に結果予定。

(3) おもな取り組み

健やかな成長を支援するしくみづくり

(担当:子ども家庭部 出産・育児支援分野ほか)

(仮称)地域子ども家庭支援センターが、乳幼児健康診査や新産婦・新生児訪問を通じて、担当する地域の子どもたちの生まれた時からの成育状況を把握し、関係機関と連携をとりながら、成長過程に応じた適切な相談や支援が行われるしくみづくりを進めることで、子どもの健やかな成長の一貫した支援の強化を図ります。

多様な子育てサービスの推進

(担当:子ども家庭部 子育て支援分野)

子育て家庭が必要なときに子どもを預けることができ、安心して日常生活を営むことができるよう、子どもショートステイや一時保育の事業を拡充します。

子育ての不安や疲れを軽減するため、育児支援ヘルパーの派遣や相談体制を強化します。

ひとり親等への養育・就労支援を拡充するため、母子生活支援施設を建て替え、母子緊急一時保護や子育て相談、子どもショートステイ事業の強化を図ります。

子どもの育成に係る諸手当や、乳幼児や子どもの医療費助成制度など、出産や子どもの医療に要する経費の助成を行い、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

多様な保育サービスの拡充

(担当:子ども家庭部 保育サービス分野ほか)

需要の高い保育所を中心に定員の見直しや弾力化を進め、預け入れ児童数を増やすとともに、認証保育所の新規開設を支援することによって、待機児童の解消を図ります。

区立保育所を民営化することにより、延長保育や産休明け保育などのサービスの拡充と安定的かつ効果的な運営を確保します。

病後児保育、休日保育、年末保育、家庭福祉員など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。

質の高い幼児教育・保育の実施

(1) 目標とする姿

公立と私立、幼稚園・保育所の区別なく、すべての子どもが幼児期に適切な教育・保育を受けています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保育サービス に対する満足 度	保育サービスの質に対する評価を示す ため。			

中野区次世代育成支援行動計画の指標として調査中。

(3) おもな取り組み

(仮称) 子育て・幼児教育センターの設置

(担当：子ども家庭部 保育サービス分野、教育委員会事務局 教育経営分野)

中野区における子どもたちの置かれている現状や課題、取るべき方策などを調査・研究し、幼児教育・保育の充実を図る体制を整備します。

どの子ども同じサービスが受けられる幼保施設

(担当：子ども家庭部 保育サービス分野、教育委員会事務局 教育経営分野)

保育所や幼稚園など、乳幼児のための施設は、どの子どもも同じように質の高いサービスが受けられるようにします。

私立幼稚園における預かり保育の拡大とサービスの向上を図るとともに、幼稚園と保育所のサービスと負担の均衡を図ります。

区立幼稚園については、少子化が進む中で、私立幼稚園を補完するという設立当初の目的を果たしたことなどから、保護者が多様なニーズに対応した幼児教育・保育の機会を選択できるよう、幼保一元施設として民営化への転換を含め再配置します。

領域 . 自立してともに成長する人づくり

- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

1 . 10年後のまちの姿

「子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

だれもが差別されることなく、社会参加の機会が平等に保障される取り組みが進んでいます。

女性の社会参画が進み、男女が等しく力をあわせ家庭生活における責任を担う努力を重ねています。

障害者は、社会生活におけるあらゆる権利行使の機会を奪われることなく、地域社会の中で自己実現できるようになっています。

外国人は、地域社会を構成する一員として、地域の中でいきいきと暮らしています。学校では、自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、生命や人権を尊重する教育が行われています。

障害のある子どもは、地域の子どもたちと交流しながら、自分の可能性をのばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じた、きめ細かい教育を受けています。

学校では、子どもにとって適正な集団規模による教育が確保され、魅力ある授業が展開されて、子どもの基礎学力が向上しています。

地域と学校の協力によって、成長期の心の問題への対応や健全な生活環境づくり、多様で特色ある課外活動などが活発に行われています。

家庭と学校、地域が協力して、子どもの健康と体力が向上しています。

だれもが学びながら能力を開発する場や、継続的にスポーツを楽しむ場など、区民が学習する機会とその成果を生かす場が、地域の中に広がっています。

中野らしいさまざまな文化・芸術活動が区内各地で活発に展開され、区民一人ひとりが身近に参加し、鑑賞できるようになっています。

2 . 現状と課題

まちの中や就労の場などで、障害者の自立促進や社会参加への障壁をなくしていくため、人権尊重の理念を意識した区政運営を進め、女性や外国人の社会参画を支援し、障害者が自分らしく生活を送ることができるしくみを整える必要があります。

学校では、少子化の影響により、児童・生徒数が減少し、集団の良さを生かして教育を進めることが困難な状況も生まれており、適正な学校規模の確保が求められています。また、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援を行うための、特別支援教育の推進も課題となっています。さらに、子どもの学習意欲を高め、個に応じた教育を充実すると

もに、地域人材の活用による授業やクラブ活動等の活性化、低下傾向にある体力の向上を図ることも求められています。

だれもが生涯にわたって学習する機会や、区民が地域で気軽にスポーツを楽しめる場が十分ではありません。大学などと連携した生涯学習のしくみや、地域でスポーツ活動に参加できる場づくりが必要であるとともに、区民自身が主体的に文化・芸術活動を行い、成果を地域で発表できる環境の整備も求められます。

3. 施策の方向

子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち	だれもが等しく社会参加ができるまちづくり
	障害のある子どもの教育の充実
	多様な教育を受けられ、生きる力を育む学校づくり
	地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり
	健やかな身体を育む学校づくり
	新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進
	利用しやすい魅力ある図書館の運営
文化・芸術のまちづくりの推進	

だれもが等しく社会参加ができるまちづくり

(1) 目標とする姿

性別にかかわらず個性や能力を生かして暮らすことのできる男女共同参画社会が築かれています。男女の固定的な役割分業意識が解消され、父親も積極的に家事や育児を担っている家庭が実現しています。

すべての人が自分をかけがえのない存在であると認識し、自他の生命や人権を尊重する教育が推進され、区民一人ひとりの人権に対する意識が高まり、人権尊重の社会づくりが進んでいます。区民が人権侵害や人権に関する悩みを持ったときに、適切に相談できる体制が整っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度目標値	26年度目標値
性別による固定的な役割分担意識を持たない区民の割合	性別役割分担意識を持たない区民の割合が増加することは、男女平等意識が浸透していることを示すため。	70.1% (16年度)	80%	85%

学校は子どもに自他の生命を大切にすることを育てていると感じる保護者の割合	学校において、自他の生命や人権を尊重する教育が行なわれていることを示すため。	小学校 70.1% 中学校 59.3% (15年度)	小学校 75% 中学校 65%	小学校 80% 中学校 70%
--------------------------------------	--	--	--------------------	--------------------

(3) おもな取り組み

男女が対等に協力しあう社会の推進

(担当：子ども家庭部 男女平等分野)

男女平等や男女共同参画について、多様な広報媒体を通じてPRし、固定的な性別役割分業意識を解消する取り組みを進めます。近年被害が増加しているDV(ドメスティック・バイオレンス)の相談や支援を強化します。

女性会館を(仮称)男女共同参画センターとして、男女平等社会の形成に向けた取り組みを支援するための総合的な拠点施設としていきます。

人権教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもから大人まで、人権について正しい知識と態度を身につけられるよう、学校教育や社会教育のなかで人権教育を充実していきます。

人権啓発活動の推進

(担当：総務部 平和人権分野ほか)

家庭、学校、職場、地域社会など、身近なところからお互いの人権を尊重するための啓発活動・事業を推進します。

国際交流の推進【再掲】

(担当：総務部 総務分野ほか)

外国人が地域の中でいきいきと生活できるよう、日常生活に必要な情報や防災の情報を提供するとともに、区民レベルでの交流を促進します。また、学校における国際理解教育などを通じて、互いの文化や生活習慣の違いなどを理解し、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

障害のある子どもの教育の充実

(1) 目標とする姿

障害のある子ども一人ひとりが適切な教育を受けることができる場と機会が身近に用意さ

れています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
就学指導と 実際の就学 との一致率	障害に応じた適切な学習機会の場 が提供されていることを示すため。	76% (15年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

障害のある子どもの教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境を充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い、個々の可能性を伸ばしていくとともに、障害のある子どもない子ども互いに交流できる機会を充実させるなど、特別支援教育の推進を図ります。

多様な教育を受けられ、生きる力を育む学校づくり

(1) 目標とする姿

一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな個々の可能性を伸ばす教育が行われています。

子どもたちが地域社会や国際社会の中で貢献できる人として成長できるよう、社会性や規範意識、コミュニケーション能力を身につける教育が推進されています。

学ぶ楽しさを味わえる授業、理解しやすい授業により、子どもの学習意欲と学力が向上しています。

みずから学ぶ意欲や判断力、豊かな人間関係をつくる力など、生きていくための基礎となる力を育てています。

集団教育の良さを生かせる適正な規模の学校に通う児童・生徒の割合が増えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
児童・生徒の 学力調査結果 学力調査項 目のうち、7割 以上が目標値 を達成した項 目の割合	子どもたちの学力の状況を示すた め。	51.2% (16年度)	55%	60%

<p>「話す、聞く、書く、読む力」すべてについて、自分は「できる」または「まあまあできる」と答えた子どもの割合</p>	<p>コミュニケーションの基礎となる力が子どもに定着しているかどうかを示すため。</p>	<p>45.6% (16年度)</p>	<p>55%</p>	<p>60%</p>
<p>子どものよさをのばす教育がなされていると感じる保護者の割合</p>	<p>区立学校の教育内容への評価を示すため。</p>	<p>小学校 63.5% 中学校 43.4% (15年度)</p>	<p>小学校 67% 中学校 47%</p>	<p>小学校 70% 中学校 50%</p>

(3) おもな取り組み

豊かな人間関係と基礎学力を身につける教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

子どもたちが豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力を高めていくことができるよう、聞く力、話す力、読む力、書く力などを培う取り組みを推進し、伝え合う力の育成を図ります。

勤労体験、ボランティア体験など、人とのかかわりの中で協力することの楽しさや、社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことのできる体験的な学習を充実します。

児童・生徒の身近にパソコンを設置し、教材など授業に必要な情報を即時に入手・共有できる環境を整えるとともに、子どもたちに、氾濫する情報を的確に判断する力や情報モラルを身に付けさせます。

少人数指導の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、少人数指導や習熟度別指導など、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を行います。

教員の人材育成および確保

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

高い指導力と技能を持った教員を認定講師として認定し、教員の授業力の向上につなげます。また、教員養成系の大学生を学校スタッフとして活用し、優秀な人材の確保を図ります。

学校に適應できない子どもたちへの支援

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

学校に適應できない子どもたちの状況にあわせて、学校における支援のほか適應指導教室での活動やカウンセリング、地域活動などへの参加・参画を通じて、自己の目標や社会とのかかわりが持てるように支援します。

学校間の連携による一貫教育の推進

(担当：教育委員会事務局 教育経営分野、学校教育分野)

系統的・継続的で柔軟な小・中学校9年間のカリキュラムを編成し確かな学力を育成するなど、ゆとりある学校生活が送れるように、連携型一貫教育を推進します。

区立学校の再編整備

(担当：教育委員会事務局 教育経営分野)

適正な学校規模による集団教育の良さを生かした充実した学校教育を実現するため、区立小中学校再編計画による学校再編を進めます。

地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり

(1) 目標とする姿

地域と学校の連携・協力のもと、課題解決に向けた取り組みや、特色ある教育活動が展開されています。

地域体験などを通じて、子どもが地域の中で地域から学ぶ機会が増えています。

地域住民が学校活動に参加することにより、学校の安全性が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
学校は、地域・保護者と連携して子どもを教育していると感じる保護者の割合	地域の人々と協力しながら多様で特色ある課外活動などが展開されていることを示すため。	小学校 68.2% 中学校 62.1% (15年度)	小学校 75%以上 中学校 70%以上	小学校 80%以上 中学校 80%以上

(3) おもな取り組み

地域に開かれ地域とともに子どもを育む学校づくり

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

外部評価制度や学校評議員制度を活用し、保護者や地域住民の要望に応えた教育内

容の実現をめざすとともに、職業調べや職業体験など、地域の中で学ぶ機会を充実します。授業や部活動などで広く地域の人材を活用し、また、町会・自治会や子ども会の行事への参加など地域とのふれあいを通じて、子どもに地域の一員としての自覚や役割意識を育みます。

長期授業公開制度の創設

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

保護者や地域住民に一定期間授業に参加してもらい、学習内容や教師自身が地域の人たちに親しまれることにより、地域に開かれた学校づくりを推進します。

学校図書館の地域開放の推進【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区立小学校図書館は、就学前の子どもや保護者を主な対象として、乳幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、施設条件を整え、地域に開放していきます。

地域・学校が連携した子ども育成の推進【再掲】

(担当：子ども家庭部 子ども育成分野ほか)

地域の中で、児童館は校庭などを活用しながら小学校と連携し、子どもたちが遊んだり学んだり、交流したりできる環境を整えていきます。また、乳幼児親子の交流や子育てに関する地域との協働事業の展開、さらには、地域の健全育成や問題を抱えた子どもや家庭への支援などに取り組み、その機能を拡充し、地域と学校と家庭が一体となった子どもの育成を推進します。

また、こうした観点から、児童館で行ってきた遊び場事業を、順次小学校を拠点とした地域・家庭・学校との協働による子どもの育成事業として展開し、子どもたちが地域の大人たちに見守られて健全に活動するための環境づくりを推進していきます。あわせて、学童クラブも小学校内に設置を進め、民間の運営により保育時間の延長などサービス拡大を図っていきます。

これからの児童館は、地域団体やNPOが主体となって、地域の子どものニーズや地域特性を活かした特色ある事業を進めるとともに、中高生のニーズに対応する事業を展開し、中高生が中心となって活動できる場所も整えていきます。

町会・自治会や子ども会の行事への子どもたちの参加を促進し、新たな地域の担い手として育てていくことで、子どもたちに地域の一員であるという自覚が芽生え、社会に役立つ喜びが実感できるようにしていきます。

健やかな身体を育む学校づくり

(1) 目標とする姿

子どもたちは、健康を損なう要因から心身を守ることの大切さを認識し、生涯にわたって自分の体を大切にすることを身につけています。

学校生活や日常生活の中で、体を動かして遊んだりスポーツをする機会が増え、子どもの体力や運動能力が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
子どもの50m走・ボール投げ平均記録	子どもたちの体力が向上しているのか、低下しているのかを示すため。	[50m走] 小5女子=9.68秒 中2男子=8.16秒 [ボール投げ] 小5男子=22.77m 中2女子=12.48m (16年度)	向上	向上

(3) おもな取り組み

子どもの体力づくりの推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

体力調査の結果を踏まえ、各学校が子どもたちの実態や学校の実情に即して、体育の授業の改善や体育的行事の工夫、運動クラブや部活動の充実など、日常的に体を動かす習慣づくりや運動方法の工夫などを盛り込んだ体力向上のためのプログラムを策定します。

各学校においてプログラムを実施することにより、体力に対する関心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む子どもたちを育成していきます。

子どもの健康づくりの推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

生涯にわたる健康な生活の基礎を築くため、学校や家庭、関係機関等と連携して健康的な生活習慣を確立しながら、健康教育や食育を推進していきます。

食育の推進では、栄養や食事の取り方、食品の品質や安全性についての正しい知識、情報に基づき、みずから判断し食生活を管理していく能力を子どもたちに身につけさせるよう指導します。

地域スポーツクラブの設立・支援【再掲】

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設

立を進めます。

新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進

(1) 目標とする姿

区民のだれもが、地域の中で気軽に学習できる環境が整っています。

区民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的などに応じて、スポーツに親しむことができる環境が整っています。

多くの区民が、地域での学習やスポーツ活動を通じて地域の仲間と出会い、その活動が自主的な地域活動へと発展しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
この1年間に学習や趣味の活動を行った人の割合	区民が学習する機会が地域に多様に用意されているかどうかを示すため。	39.7% (16年度)	43%	45%
週に1回以上スポーツをする区民の割合	地域で、だれもがスポーツを楽しめるようになっている状態を示すため。	28.2% (16年度)	35%	40%

(3) おもな取り組み

地域スポーツクラブの設立・支援

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

子どもから高齢者まで区民のだれもが、身近な地域で、個人のレベルや体力に応じて多様な種目のスポーツを楽しみ、体力や健康づくり、交流の場となる地域スポーツクラブの設立を進めます。また、学校再編により使わなくなった学校施設を活用し、地域スポーツクラブの拠点を整備します。

区民の学習活動支援の推進

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区民に多彩な学習機会を提供するため、生涯学習に関する情報提供を行うとともに、大学、専門学校、民間企業、NPOなどと連携し、いつでも新しい学びができる機会や場を拡大していきます。

また、学習活動を通じて地域について学び、地域活動への参加につながるような人材の育成や学習活動を推進します。

利用しやすい魅力ある図書館の運営

(1) 目標とする姿

図書・資料が利用しやすく収集保管された魅力ある図書館を活用し、区民が主体的に調査、研究、学習を行っています。

地域図書館と学校図書館の連携が進み、区民が身近な場で学習活動に取り組んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
図書館利用 登録者(区 民)数の割 合	図書館サービスが充実し図書館の 魅力が高まっていることを示すため。	22.4% (15年度)	25.0%	28.0%

(3) おもな取り組み

魅力ある図書館の整備

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野)

基本的な図書サービスのほか、地域館ごとに特色のある蔵書収集を行い、区全体の蔵書構成の充実を図ります。

学校図書館の地域開放の推進

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

区立小学校図書館は、就学前の子どもや保護者を主な対象として、乳幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、施設条件を整え、地域に開放していきます。

文化・芸術のまちづくりの推進

(1) 目標とする姿

区民が身近な場で気軽に文化・芸術活動を行い、成果を発表することをおして生きがいや喜びを見出し、中野のまちの活力が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
現在、主に行なっている、または行ってみたい学習や趣味として「文化・芸術的なもの」を選択した区民の割合	区民が文化・芸術活動に取り組んでいることを示すため。	38.5% (16年度)	43%	45%
中野区に、全国に知られるような文化・芸術活動があると思っている区民の割合	中野のまちで特色ある文化・芸術活動が創造・発信され、認知されているかどうかを示すため。	未測定	20%	30%

(3) おもな取り組み

文化・芸術活動の支援

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

文化・芸術活動の拠点となるような場の整備や、活動の成果を発表できる機会を設けるなど、区民が主体的に行う文化・芸術活動に対して支援を行います。

また、文化・芸術により活気のあるまちが生まれ、中野のまち全体の文化・芸術に対する機運が高まり、中野らしい文化・芸術が創造・発信されるような、また、新しい産業への刺激となるような取り組みを進めます。

若手芸術家が育ち活動しやすい環境や機会の提供

(担当：教育委員会事務局 生涯学習分野ほか)

若手の芸術家・芸能人が広く世に出て活躍できるよう、稽古などに使える環境を整備・提供するとともに、活動の成果を発表し発信できる機会を設けます。

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

1 . 10年後のまちの姿

「人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、健康づくりの場や身近な医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持、体力の向上に努めています。

高齢者が、体力づくりや食生活の改善など、自分にあった努力を行うことで、心身機能の低下の予防が進んでいます。

高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加し、さまざまな交流や活動にかかわることで、いきいきと暮らしています。

障害者や介護を必要とする人が、多様なサービスの中から、自分にあったものを選択して利用し、地域で自立して生活しています。

2 . 現状と課題

中野区の高齢者人口は約56,000人で、要介護高齢者の数は約10,000人と介護保険制度発足当初の平成12年4月に比べ1.95倍の高い伸び率となっています。今後、さらに高齢化は進み、とりわけ75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれています。介護保険の給付費は毎年大幅な伸びとなっており、このままでは制度運営そのものが困難になることも懸念されます。

こうした状況で、健康づくりを含めた介護予防の取り組みが急務になっています。健康づくりのためにスポーツや趣味に取り組む高齢者が多くいる一方で、まったく運動習慣のない人や栄養が偏りがちなひとり暮らし高齢者などの存在も見逃せません。生活習慣病の成人も多いのですが、「かかりつけ医」を持つ区民の割合は、年齢が下がるにつれて低くなる傾向があり、若いうちからの生活習慣の改善が課題となっています。

区民だれもが健康な65歳、活動的な85歳をめざして、自分の健康は自分で守るという意識を持つとともに、医師会等関係機関や地域の自主的な活動団体などとの連携強化、健康に関する情報の適切な提供などにより健康な区民を増やしていく必要があります。また、介護保険制度の見直しも踏まえ、高齢者が要介護状態になることを予防するため、低栄養の予防指導や筋力向上トレーニングなど、身近な場で、自分にあった健康づくりが行える体制の整備にも積極的に取り組む必要があります。

道路や施設の段差などが徐々に改善され、まちに出かける障害者の姿も増えてきました。しかしながら、移動手段が十分に確保されていない、情報伝達手段が限られているなど、高齢

者や障害者の社会参加にはまだ多くの課題があります。高齢者がその能力を最大限に発揮し、豊富な知識・経験を生かして地域活動に貢献できるしくみや、障害者が地域の一員として社会参加ができる環境やサービス選択の多様性などの環境整備も求められます。

高齢者や障害者がいきいきとした地域生活を続けていくためには、就労機会の拡大も大切な課題です。高齢者や障害者が安心して働きつづけられるよう、区民や事業主の理解と協力を得て、就労環境を整えていく必要があります。

3. 施策の方向

人々が 自分の健康や 暮らしを守る ために 努力している まち	健康自己管理習慣の普及支援
	健康づくりを支える環境の整備
	健康寿命を延ばす介護予防の推進
	障害者の社会参加の促進
	障害者の就労機会の拡大
	高齢者の就労・社会貢献の支援

健康自己管理習慣の普及支援

(1) 目標とする姿

「自分の健康は自分で守る」という意識のもとに、区民一人ひとりの健康への関心が高まり、自覚的な健康の維持向上の取り組みが、継続して行われています。

健康に関する適切な情報を十分に得ることができ、また、区民健診など、みずからの健康状態を適宜把握し、疾病の早期発見・早期対策につなぐことができるとともに、生活習慣を見直すきっかけづくりや身体活動を通じた健康づくりのための環境が用意されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
最近1年間に健康診断を受診した人の割合	健康診断を受診した人がふえることは、自己の健康状態を確認するとともに、疾病を早期発見し、早期治療につながるため。	72.5% (17年度)	76.5%	80%
健康診断の結果、生活習慣の見直しをした人の割合	健康の自己管理が行われていることを示すため。	25.1% (17年度)	27.5%	30%

(3) おもな取り組み

健康な生活習慣の確立支援

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

区民健診の結果や健康への取り組みなどの健康情報を IC カード化することによって、自分の健康状態と改善の方向を把握するとともに、データを共有することで保健・福祉・医療が連携した支援の体制を整えます。

各年代に応じた健診内容や精度管理の向上などにより、区民健診を充実し、生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげていきます。また、IC カードの活用などにより、年代や性別による固有データなども取り入れた健診結果の活用や情報提供を進めます。

医師会との連携により、生活習慣病の危険性の高い区民に生活習慣を改善する機会を提供し、栄養指導など、健診後の相談体制と個別指導を充実して、区民の健康な生活習慣の確立を支援します。

身体活動を通じた健康づくり

(担当：保健福祉部 健康づくり分野ほか)

区民が身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための器具を配置した健康公園や地域スポーツクラブなど身体活動のための場を整備します。また、健康づくりのためのネットワークと人材の確保、スポーツクラブの活用、だれでも気軽に取り組める多様な運動メニューなどの情報提供を進め、区民一人ひとりが楽しく、無理なく、継続的に体を動かすことができるための環境整備を行い、区民全体の健康づくり運動の輪を広げていきます。

健康づくりを支える環境の整備

(1) 目標とする姿

関係機関や地域の団体等の連携により、地域全体で健康課題に取り組むしくみが整っています。また、医療機関相互の連携のもとに、区民が健康で安心して暮らせるための医療をめざし、休日を含めた各種医療サービスが必要なときに、適切に提供される地域医療体制の整備が進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
かかりつけ医を持っている区民の割合	区民が地域で安心して生活を送るための地域医療体制の整備状況を示すため。	71.8% (15年度)	74%	80%

(3) おもな取り組み

身近な医療の充実

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

だれもが気軽に受診・相談できる「かかりつけ医」機能の充実、警察病院の開設を契機とした専門医療機関と個別医療機関の連携の推進、ICカード等を活用したネットワークシステム、休日の診療体制の確保など、身近な地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を整備します。

地域で連携して進める健康づくりの支援

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

地域の関係機関・団体等が連携して健康課題に取り組むネットワークづくりを推進します。受動喫煙防止・禁煙推進などの個別課題についても、関係団体等への働きかけなどによりマイナスの影響を低減する取り組みを進めます。

また、要望に応じて専門職を派遣し、知識の普及啓発や情報提供を行うなど、区民の自主グループ活動を支援します。

食環境の整備

(担当：保健福祉部 保健予防分野)

区民が適切な食事をみずからの判断で採ることができるよう、栄養表示に関する食品販売業者への相談・指導や、メニュー等に栄養成分表示などを行う健康づくり協力店の拡大などを通じて、食品や栄養に関する適切な情報提供を行います。また、多人数の食事を提供する特定給食施設に対して、栄養改善や栄養士の資質の向上などを図る指導を進めます。

生涯にわたる健康な生活のための基本的な生活習慣を確立するための食育や健康教育を、学校や家庭、関係機関等と連携して推進します。

健康寿命を延ばす介護予防の推進

(1) 目標とする姿

「活動的な85歳」をめざし、要介護状態の要因となる認知症の予防や、筋力向上のためのトレーニング、健康体操、低栄養状態の予防指導、各種の相談・援助など、生活機能の維持・向上に関する多様な取り組みが用意され、加齢に伴う身体自立度の低下や閉じこもり、転倒による骨折などが、できる限り予防されています。

こうした取り組みにより、健康寿命(要介護にならずに自立して過ごせる年数)が伸びています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
65歳から74歳までの前期高齢者の要介護・要支援認定率 前期高齢者(65歳から74歳まで)の区民が、「要支援・要介護」状態になる率	心身の健康や機能の維持に努め、介護が必要な状態にならずに過ごしているかどうかを示すため。	5.1% (15年度)	4.9%	4.7%
65歳の健康寿命 65歳の健康余命。要介護・要支援になるまでの年数	健康寿命が増加することは、自分らしくいきいきと元気で暮らすことを示すため。	男 15.3年 女 17.2年 (15年度)	男 15.8年 女 18.4年	男 16.4年 女 19.4年

(3) おもな取り組み

介護予防健診（高齢者の健診）

（担当：保健福祉部 健康づくり分野）

高齢による身体機能の衰え、転倒、低栄養などの危険性について、いち早く発見するため、介護予防の健診を実施します。また、その結果をもとにその人にあった介護予防のプログラムを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促していきます。健診にあわせて、自覚を促すための自己チェックシートの利用や適切な運動プログラムを選定するための体力測定等を行い、介護予防の医学的なチェックを組み合わせ活用します。

介護予防事業

（担当：保健福祉部 健康づくり分野、地域保健福祉分野）

高齢者がいつまでも地域で健康で元気に過ごせるよう、体操トレーニングや筋力向上マシン・トレーニングなどにより転倒予防など、身体機能の維持を図ります。また、低栄養予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等の事業も進めながら、機能の維持を図ります。

高齢者健康づくり事業の推進

（担当：保健福祉部 健康づくり分野、高齢福祉分野）

高齢者が地域の中で、さまざまな交流や趣味の活動などを通して、生きがいを感じ、また、散歩や簡単な体操が可能な場を用意するなど、積極的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備を行います。

高齢者会館の機能充実

(担当：保健福祉部 健康づくり分野)

高齢者会館は、いこいの場・地域活動の場としての機能に加え、健康づくりや介護予防事業の身近な地域拠点としての機能を充実させます。また、地域のコミュニティの中で健康づくりの輪が広がっていくように地域の保健福祉団体やNPOなどの民間の力を活用し、利便性を高めた運営を行っていきます。

障害者の社会参加の促進

(1) 目標とする姿

障害者の社会参加の場がさまざまに用意され、自主的な地域活動など多様な活動を選択できるとともに、中野区全体に、だれにとっても、わかりやすく、選びやすく、参加しやすいユニバーサルデザインが普及しています。施設の段差解消など福祉のまちづくりが進み、一般交通手段では移動が難しい障害者などのために、移動交通手段が整備されています。

区の施策や事業の執行の過程にも、障害者の視点が反映し、区政への参画が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
ほとんど毎日外出する障害者の割合(外出頻度)	意識面や物理的な面も含め、外出頻度の割合が高いほど、障害者の社会参加がなされていることを示すため。	48.9% (15年度)	63%	70%

(3) おもな取り組み

障害者の社会参加の促進支援

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、障害福祉分野ほか)

障害のある人もない人も同じように日常生活を送ることができるように、障害者の権利を保障するための環境整備を進めていきます。また、区政運営や区政への参加についても、障害者の視点・発想から行われているかどうか、総合的に見直しを進めます。

ユニバーサルデザインの推進【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

日常生活のあらゆる場面で障害者をはじめ、高齢者や子ども、妊婦など、だれもがやさしく、快適に利用できるよう施設や製品の設計に配慮が行き届いているユニバーサルデザインを

推進します。このため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めるとともに、絵文字(ピクトグラム)によるわかりやすい交通案内表示やお店の案内表示など条件整備を進めていきます。

駅周辺道路などのバリアフリー整備【再掲】

(担当:都市整備部 都市計画分野、公園・道路分野)

公共交通機関を、だれもが利用しやすいように道路や駅舎などの環境を整えていきます。

区有施設のバリアフリー対策の推進【再掲】

(担当:総務部 営繕分野)

だれもが安全で快適に利用できるよう、計画的に施設の保全やバリアフリー化を進めます。

地域交通の整備【再掲】

(担当:都市整備部 土木分野ほか)

高齢者・障害者など一人での移動が制約される人たちが、気軽に利用でき、目的地にスムーズに移動できるような新しい交通のしくみについて導入をめざします。

障害者の就労機会の拡大

(1) 目標とする姿

障害者が身近な地域でいきいきと暮らし続けられるよう、区民や事業主などの理解が進むとともに、みずからの可能性を追求し、その能力や適性・技術などを活かして民間企業への就労や起業ができ、安心して働けるようになっていきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
年金・手当以外に給料など就労による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の経済的自立を直接示すため。			

指標として現在調査中。

(3) おもな取り組み

障害者の雇用促進

(担当:保健福祉部 障害福祉分野ほか)

区内企業などに対して、障害者の求人を発掘するとともに、就職を希望する障害者を募集し、求人企業と就職希望者のマッチングを進めていきます。また、IT 技術の習得をはじめ、就職に必要なスキルを身につけるための支援を行います。あわせて、起業をめざす障害者に対する支援も行っています。

障害者授産施設等からの物品等の調達

(担当:総務部 財務分野ほか)

区における随意契約において、授産施設等からの調達を実施するなど、障害者雇用促進を促します。

高齢者の就労・社会貢献の支援

(1) 目標とする姿

高齢者が自分の経験や能力を生かして、働いたり、地域活動やボランティアなどの社会貢献の活動をしたり、いつまでも身近な地域でいきいきと暮らし続けています。

また、地域の中で、高齢者も気軽に参加できるコミュニティビジネスや地域通貨を通じた支えあいの輪が広がっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
町会やボランティアなど1年間に地域の活動に参加した高齢者の割合	高齢者の地域での活動への参加増を示すため。	33.8% (17年度)	40%	60%

(3) おもな取り組み

就業支援の推進【再掲】

(担当:区民生活部 産業振興分野ほか)

就業意欲のある区民が、自己理解を深め、適性を客観的に確認し、就業に向けた意欲を増すことができるよう、求職活動の支援を行います。

また、ハローワーク新宿や東京しごとセンター、東京都との連携による就業相談を充実し、求職活動を支援していきます。

退職したシニア層や子育てを終えた女性たちなどの活躍の場としても期待できるコミュニ

ティビジネスへの事業支援を行うことで、地域内雇用の機会を創出していきます。

ワークシェアリングの普及・啓発 【再掲】

(担当：子ども家庭部 男女平等分野ほか)

いわゆる団塊の世代が退職することによる影響や可能性を調査するとともに、ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加できる時間をとれるようにしていきます。

地域団体活動の支援【再掲】

(担当：区民生活部 地域活動分野)

地域のコミュニティ形成、地域課題の解決のための話し合いなど、区民の多様な地域自治活動の拠点を設け、地域自治の推進を支えます。地域住民の意思にもとづいて運営されるしくみをつくります。

公共・公益サービスの担い手育成【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

公共・公益サービスの分野に区民団体の力を活用し、サービス提供者の裾野を広げ、継続的・安定的な活動を行うことができる環境を整え、支援します。事業提案制度の創設や基金などによる事業助成を行うとともに、活動支援の場として NPO 活動センターを開設します。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする、地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

1 . 10年後のまちの姿

「地域活動を中心に、ともに支えあうまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手として、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践しています。

就労形態などが多様化して、人々の働き方や暮らし方が変化し、勤労層が地域で過ごす時間も増えています。

仕事や子育てを終えた人々は、豊富な経験と能力を生かしながら、多様な地域活動や自治の場に参加しています。

青少年が地域活動の一翼を担っており、支えあいの活動に多数の若者が参加しています。

2 . 現状と課題

ひとり暮らしの高齢者は年々増加し、すでに8,000人を超えています。また、高齢者だけで構成されている世帯も約9,000世帯あります。施設や病院ではなく、在宅での生活支援を重視する流れの中にあって、地域で暮らす要介護高齢者や障害者も増加しています。こうした人々が地域で安心して生活するためには、福祉、保健、医療などの在宅生活を支えるサービスの充実はもちろんですが、町会・自治会など地縁団体の取り組み、地域ボランティアやNPOなどの活動、高齢者見守りネットワークなど、さまざまな担い手が互いに協力し、身近な地域での支えあいのしくみを構築していく必要があります。

退職後も元気に趣味のサークルや地域で活動する高齢者が多くいる一方で、地域活動のきっかけがつかめないなど、これまでの経験や能力を十分に発揮する機会のない人も多くいます。これから定年を迎える団塊の世代が、地域で力をいかに発揮してもらうかも課題です。自分の興味や関心にあわせて活動ができ、気軽に地域活動や自治活動に関われるようなしくみを多様に整備する必要があります。また、高齢者などが支援を受けるだけでなく、サービスの担い手として地域で活動できるしくみもつくる必要があります。

学校では、ボランティア活動を体験したり、地域での活動を紹介したりする機会を増やしていますが、継続的に活動の機会を持つ子どもは少ないのが現状です。青少年が気軽に地域活動に参加できるしくみを、学校や地域区民、NPO、その他の自主活動団体、行政等が協力

し構築していく必要があります。

3. 施策の方向

地域活動を 中心に、 ともに支え あうまち	支えあいの風土の醸成
	仕事・家庭・地域のバランスのとれた暮らし方

支えあいの風土の醸成

(1) 目標とする姿

町会、自治会など地縁団体の取り組みに加え、地域ボランティアやNPOなどの活動、高齢者見守りネットワークなど、障害者など支援を必要とする人も含め、さまざまな担い手が互いに協力し、身近な地域で支えあうしくみが構築されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
ひとり暮らしで孤立を感じていない区民の割合	支えあいの成果を示すため。			
保健福祉関係のNPO法人(主な事務所が区内)の新規立上げ件数	サービスの担い手の状況を示すため。	48 (16年度)	100	150

「ひとり暮らしで孤立を感じていない区民の割合」は、指標として現在調査中。

(3) おもな取り組み

地域見守り支援ネットワークの推進

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

ひとり暮らしの高齢者の方などが地域で孤立することなく安心して生活を続けられるよう、見守りや声かけ等を行う「元気でねっと」事業(高齢者見守り支援ネットワーク)を充実していきます。さらに、認知症の方や障害者への見守りとも連携させ、包括的な地域の見守りネットワークを推進していきます。

地域団体を中心にした身近な支えあいの推進

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、地域保健福祉分野)

要介護者や障害者などが地域の中で支えられ普通に生活していくことができるよう、区民や民間団体活動への支援を行っていきます。また、認知症の勉強会など介護予防に関する自主活動への支援や、保健福祉関連のNPOの立ち上げ、創業支援などを行います。

地域の保健福祉活動の推進調整

(担当：保健福祉部 保健福祉分野、地域保健福祉分野ほか)

保健福祉活動の担い手として、また、ボランティア団体活動等への参加意欲をもつ人たちとサービスを必要としている人たちとの需給の結びつけや、他の関係機関等との連携などについて、地域包括支援センターを中心に調整を行い、地域の保健福祉ネットワークを構築していきます。

町会・自治会活動の推進支援【再掲】

(担当：区民生活部 地域活動分野)

町会・自治会の行う地域における支えあい活動について、区との協働を進め、支援を強化していきます。

公共・公益サービスの担い手育成【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

区民団体の力を活用し、サービス提供者の裾野を広げ、継続的・安定的な活動を行うことができる環境を整え、支援します。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする、地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

個店・商店街の新生【再掲】

(担当：区民生活部 産業振興分野ほか)

宅配サービスの実施や空き店舗の活用などによる保育や介護をはじめとしたコミュニティビジネスなどにも事業展開する、地域コミュニティの核として商店街を発展させていく取り組みを支援します。

仕事・家庭・地域のバランスのとれた暮らし方

(1) 目標とする姿

ライフステージに応じた柔軟で多様な働き方が普及し、区民は、子育てや介護など、家庭生活や地域活動などを両立させ、バランスのとれた暮らしを実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
ワークシェアリングを進める必要性を認める意見を持つ人の割合	個々人のライフステージに応じた柔軟で多様な働き方を認める意見を持つ人が増えている証となるため。	49.5% (16年度)	60%	65%

(3) おもな取り組み

ワークシェアリングの普及・啓発

(担当：子ども家庭部 男女平等分野ほか)

いわゆる団塊の世代が退職することによる影響や可能性を調査するとともに、ワークシェアリングの普及・啓発に取り組み、仕事時間と生活時間のバランスをとりながら、地域活動に参加し地域貢献できる時間をとれるようにしていきます。

地域通貨の導入支援【再掲】

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、地域活動の参加の裾野を広げるために、地域通貨の導入を進め、流通のしくみの確立などその取り組みを支援します。

領域 . 支えあい安心して暮らせるまち

- 3 安心した暮らしが保障されるまち

1 . 10年後のまちの姿

「安心した暮らしが保障されるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 3 安心した暮らしが保障されるまち

支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と、適切なサービスの組み合わせによって、計画的に自立や機能維持を図る体制が確保されています。感染症やさまざまな健康への脅威から、区民の健康を守る取り組みが進められています。

保健福祉・医療などのサービスがさまざまな担い手によって提供される市場が構築され、区はサービスの質の確保、利用者保護などの役割を担い、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境が整っています。

個人や地域の力を超えた、行政としての支えが必要な場面では、区が支援を用意して、暮らしを支えています。

2 . 現状と課題

中野区では、保健福祉センター、在宅介護支援センター、障害者福祉会館、社会福祉会館内の障害者地域自立生活支援センターなどさまざまな機関により、支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助と適切なサービス体制の整備に努めてきました。また、高齢者の介護サービスについては、介護保険制度が発足し、民間居宅介護支援事業所によるサポート体制ができ、ケアマネジメントによって適切にサービスが提供されるようになりました。

しかし、今回の介護保険制度の改正では、地域包括支援センターを中心とした相談と地域ケアマネジメントの支援体制の再構築を行い、また、新しい障害者自立支援制度ではケアマネジメントの制度化を行うなど、新たな課題も多く出てきています。

また、ストレスの多い現代社会の中で、何らかの心の病を抱えている人も増えています。

これらの状況を踏まえ、支援が必要な人が身近な地域で総合的な相談支援を受けられる体制の整備が急務になっています。

鳥インフルエンザや重症急性呼吸器症候群(SARS)など、新たな感染症や大規模な食中毒、重大な環境汚染に対応する健康危機管理が課題となっています。このため、関係機関等との連携を強化し、素早い情報収集と共有化、迅速な対応体制の確立を図り、区民の健康と安全を確保する必要があります。また、国民健康保険や老人医療保険、介護保険などの安定的な運営を図り、区民の健康を守っていくことも重要です。

今後、後期高齢者の伸びに伴い要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると想定されます。認知症については、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らすことを基本に、症状によっては十分なケアが行えるよう、体制の整備が必要です。

また、障害者については、在宅生活を続けるためのサービス供給が不十分です。

さまざまなサービスに、多様な担い手の参加を図りながら、身近な地域で安心して自立した生活を支えるための小規模多機能型の施設や、認知症高齢者、障害者のグループホームなどのサービス基盤の整備が必要となっています。

これらのサービスは、供給量の充実とともに質の確保がなされなければなりません。区としてサービス供給事業者に対し適切な指導、援助を行い、区民が適正なサービスを受け、安心して暮らしていくことができる権利が保護されるしくみを整備していく必要があります。

景気回復の遅れや高齢化の進行により生活保護受給世帯が増えています。生活の安定の保障とあわせて、自立していくための支援のしくみを整える必要があります。

3 . 施策の方向

<p>安心した暮らしが保障されるまち</p>	権利擁護と地域ケアの連携体制の確立
	心の健康支援
	健康不安のない暮らしの維持
	暮らしの衛生が守られるまちの推進
	安心して必要な医療が受けられる医療保険制度運営
	要介護認定者等の在宅生活を支える介護保険制度運営
	豊かで適正なサービス供給の促進
	生活の安定の保障と自立への取り組み支援

権利擁護と地域ケアの連携体制の確立

(1) 目標とする姿

障害者や高齢の要介護者など支援を必要とする区民も、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や支援の地域ケアのしくみが、行政・民間、団体・個人など多様な主体の連携によって構築されています。

認知症や表面化しにくい虐待など、自身の権利をまもるために支援が必要な人やその家族など関係者に対しては、権利擁護のしくみが十分に用意されます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保健・福祉の相談窓口が身近にあると感じている区民の割合	支援を必要とする区民にとって、利用しやすい環境が整っている身近に整っている目安となるため。			

指標として現在調査中。

(3) おもな取り組み

保健福祉の地域での連携体制の確立

(担当：保健福祉部 保健福祉分野ほか)

介護サービスや障害者の自立支援などさまざまな保健福祉サービス活動の支援、また行政と介護事業者や NPO 等民間との連携による新たなサービスの創造、地域の人たちによる活動の活性化支援などを進めるとともに、関係機関との連携・協力のしくみを構築し、保健福祉に関する総合的な地域ケア体制をつくります。このため、区内4か所に(仮称)総合公共サービスセンターを配置します。(仮称)総合公共サービスセンターは当面、現在の保健福祉センターを機能転換させ、新たに地域包括支援センターを含め、地域におけるケア体制の中心となり、地域の保健福祉のネットワークを支えます。

認知症高齢者対策の充実

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野、高齢福祉分野)

若年発症も含め、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の特性を踏まえた総合的な対策を充実します。区民への理解促進のための情報提供や、予防から早期発見・早期治療、地域や身近な人たちによる見守りなどの日常的なケアなどの取り組みを、関係機関と地域住民、家族等が連携して進めます。

あわせて、家族に対する認知症の正しい理解の促進や、介護ストレス解消のための相談やレスパイト(休息)サービスなどにより、介護家族等への支援を強めます。

高齢者等への虐待防止対策

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

介護家族への支援の充実などを通じて、高齢者や障害者に対する虐待の防止を進めます。早期発見、早期対応ができるよう、常設の相談・対応窓口を設け、見守りネットワークなど地域住民の取り組みへの支援、高齢者緊急一時宿泊事業の充実などを行うとともに、保健・福祉、医療などの地域の関係機関との連携体制を強化します。

権利擁護の推進

(担当：保健福祉部 保健福祉分野)

高齢者などに対する保健福祉サービスについて、わかりやすい情報提供や利用相談を進め、サービス利用に伴う事業者等への苦情の調整などを行います。また、自己の財産の管理が困難な高齢者に対しては、日常的な金銭管理や権利書等の書類保管、各種サービスの手続代行を支援し、安心して在宅生活送ることができる体制を整備します。とくに、成年後見制度の利用を促進するため、後見人のサポートや法人後見を行います。

高齢者が安定した地域生活を送るための支援

(担当：保健福祉部 高齢福祉分野)

介護や何らかの支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるように効果的な住宅改修支援事業や見守り・緊急通報システム、高齢者緊急一時宿泊事業の充実など、多様な保健福祉サービスを提供していきます。

通所施設でのレスパイト・ケア事業支援

(担当：保健福祉部 障害福祉分野)

介護者が一時的に介護から離れ休養をとる間、介護者に代わって介護を担うレスパイト・ケア事業が身近な民間通所施設で安心して気軽に利用できるよう、必要な支援を行います。

心の健康支援

(1) 目標とする姿

精神障害者が地域で生活し、社会参加するために、疾病の早期発見・治療のための相談体制や社会復帰訓練、生活支援のサービスが充実し、それらを総合的に提供するケア体制が整備されています。

ストレスの多い現代社会の中でも、適切なストレスケアを行うことで、ストレスとうまく付き合いながら過ごしています。また、種々の依存症の方は、適切な相談支援体制の下、家族を含めて回復に向けた取り組みが進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
保健福祉センターでの社会復帰訓練等の延べ参加者数	参加者数の増加は、精神障害者の支援の取り組み増を示すため。	4,232 (16年度)	4,400	4,600

(3) おもな取り組み

精神障害者の自立生活支援

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野、障害福祉分野)

住居の確保や就労支援、また、社会復帰訓練の機会の提供やケアマネジメントなどにより精神障害者の方が地域で自立した生活が可能となる支援体制を整えるとともに、関係団体などが行う事業を支援していきます。

心の健康支援

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

ストレスやうつについて、またアルコール依存症などについて、理解を深め、軽度な段階で気づき対処できるよう、普及啓発を進めます。

薬物乱用の撲滅

(担当：保健福祉部 地域保健福祉分野)

薬物に対する正しい知識の普及を行うとともに、身近な相談の場を設けて早期発見・早期治療に結びつけ、健康を回復できるように支援します。

健康不安のない暮らしの維持

(1) 目標とする姿

結核患者の早期発見、重症急性呼吸器症候群(SARS)やペット等を介する感染症への予防対策、増加傾向にあるAIDS等性感染症に対する啓発の強化、正確で迅速な検査結果に基づく予防措置等によって、区民は、感染症や食中毒等による重大な健康被害等への不安がなく安心して暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
健康危機発生 認知から初動 対応完了まで にかかった時間	健康危機に対して、迅速な対応 を示すため	36 時間	24 時間 以内	24 時間 以内

(3) おもな取り組み

感染症等の予防対策の充実

(担当：保健福祉部 保健予防分野)

インフルエンザ・麻疹等の予防接種を推進し、また、感染症の発生予防を進めます。また、正確な感染症情報が的確に収集・分析・提供できる体制を整え、区民の不安に応えます。

健康危機管理対策の充実

(担当:保健福祉部 保健予防分野)

関係機関等との連携、健康危機管理マニュアルの整備、防護服等必要な物品の整備、図上訓練の実施により、感染症・食中毒等による重大な健康被害に迅速・的確に対応します。

危急時に的確に対応できる職員づくり【再掲】

(担当:総務部 人事分野)

全職員が救急救命の基礎的知識・技能を修得し、危急時の初期対応ができるようにします。

暮らしの衛生が守られるまちの推進

(1) 目標とする姿

区民および事業者が、健康や安全についての正しい知識を持って、自己管理を進めていけるよう、食中毒、飲み水、薬品等についての適切な情報提供が行われています。

保健所は、区民の健康や安全を守るとともに、自主的な取り組みを支援し、地域の公衆衛生の要(かなめ)としての役割を果たしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
地域における健康危害の発生件数	区民が生活衛生情報を確実に利用し、発生予防のための区民意識を示すため。	11件 (15年度)	8件	5件

(3) おもな取り組み

ペットなどと共存する暮らしの推進

(担当:保健福祉部 生活衛生分野ほか)

未登録犬の減少及び狂犬病予防注射接種率の向上や動物の飼育方法・マナーについての普及啓発に努めます。また、空き地の除草や適正管理、害虫に対する相談など、暮らしの衛生に関する支援を行っていきます。

災害時の避難所へのペット収容、動物と地域住民とのふれあいの機会の設定、公園への動物の受け入れなどを検討するなかで、地域団体等との協力により、犬などのペットと人間が適切に共存できる地域社会の創造に向け、働きかけを行っていきます。

食品衛生に不安のない暮らし

(担当:保健福祉部 生活衛生分野)

区民とともに食品の安全対策を進めるために、区民の立場から時代の要請に応じた食品安全の問題に対応していくほか、食品衛生推進員事業や食品衛生協会など事業者団体の自主的な活動を支援していきます。

安全で快適な医療および環境衛生施設の実現

(担当:保健福祉部 生活衛生分野)

診療所や薬局等、浴場、理・美容施設等、環境衛生施設の事業者の自主検査による衛生水準の向上が進むよう、営業者団体への支援を強化します。また、地域団体等への協力や支援により、薬物乱用等の防止に取り組みます。

安心して必要な医療が受けられる医療保険制度運営

(1) 目標とする姿

医療保険制度への区民の理解が深まり、国民健康保険や老人保健医療が健全に運営され、区民が病気やけがなどの際に安心して受診し、早期に適切な治療を受け、健康な生活をしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
国民健康保険料納付率 (現年分)	制度への理解が高まっていることを表しているため。	84.9% (15年度)	88%	90%

(3) おもな取り組み

適正な国民健康保険制度の運営

(担当:保健福祉部 保険医療分野)

安定した国民健康保険制度の運営のために、加入者資格の適正化に取り組み、保険料の自主納付を進め、高い収納率の確保をめざすとともに、保険加入者が公平で適正な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検事務など医療給付の適正化を進めます。

また、医療保険制度の改革に的確に対応していきます。

適正な老人保健医療の推進

(担当:保健福祉部 保険医療分野)

増加している医療費を適正化し安定的に医療制度を運営するため、診療報酬明細書の点検事務などの医療給付の適正化を進めます。

また、医療保険制度改革に伴う老人保健医療制度の改革について、わかりやすく広報します。

要介護認定者等の在宅生活を支える介護保険制度運営

(1) 目標とする姿

支援や介護を必要とする区民が、適正な認定とケアマネジメントや介護予防マネジメントによって、適切な介護サービスを十分に受けられるよう、介護保険制度が効率的・安定的に運営されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
介護保険制度を評価する人の割合	高い評価をする人が多いことは、制度が理解され安定した制度運営が行われていることを示すため。	41.1% (16年度)	45%	55%

(3) おもな取り組み

社会変化に対応した制度整備と適正な制度運営

(担当:保健福祉部 介護保険分野)

要介護者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスの必要量とそれを支える財源について社会変化に対応した将来見通しを持った介護保険事業計画を作成し、安定した制度運営を行っていきます。

豊かで適正なサービス供給の促進

(1) 目標とする姿

区民一人ひとりが自分のライフスタイル(生活様式)にあったサービスを主体的に選択・享受できるよう、介護保険制度などの法定の公的サービスのほか、個々のニーズにより機動的

に対応できるサービス・活動がNPOやボランティアなど多様な供給主体によって豊富に提供されています。

同時に、事業者監視などによりサービスの透明性と安全性などの質が確保され、適正なサービスを安心して受けることができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
サービスが不足していると感じているケアマネジャーの割合	ケアマネジメント上、不足を感じている割合が減少することは、必要なサービスの基盤が整備されていることを示すため。	86.3% (16年度)	50%	40%

(3) おもな取り組み

江古田の森保健福祉施設整備

(担当:保健福祉部 高齢福祉分野)

江古田3丁目の区有地に、事業者が民間資金で建設運営するPFI手法によって、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、小規模身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設、ケアハウス、通所リハビリ等を整備します。

介護保険サービスの基盤整備支援

(担当:保健福祉部 高齢福祉分野、介護保険分野)

介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮していけるよう、24時間対応可能な訪問介護サービス等居宅介護サービスの充実を図ります。生活の場となるグループホームなど地域密着型サービスについて、サービス内容ごとに適切な圏域で整備を図るとともに、圏域を超えるサービスについても都と調整を図り計画的な整備支援を進めます。

障害者自立支援の基盤整備

(担当:保健福祉部 障害福祉分野)

障害者が地域での在宅生活を続けられるよう、新しい制度の施設体系にあわせた基盤整備や社会福祉法人などが行う事業への支援を進めます。

介護保険事業に関する指導・監視等

(担当:保健福祉部 高齢福祉分野、介護保険分野)

介護や支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で多様な保健福祉サービスを選択しな

から安心して生活できるよう、施設整備等の基準を明らかにして良質な事業計画を選定するなど適切な指導を行います。また、事業者監視(モニタリング)を行うことにより、サービスの質を確保します。

生活の安定の保障と自立への取り組み支援

(1) 目標とする姿

生活の安定が保障されるよう、セーフティネットとして最低限の経済的な保障が整えられています。自立した生活を営めるようになるために、必要な貸付・支援が適切に受けられます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
生活保護から自立した世帯数	生活保護から自立して生活できるようになったということは、生活保護制度の目的である自立の助長が達成できたと判断できるため。	102世帯 (15年度)	125世帯	130世帯
新規貸付件数	貸付件数の増加は、資金の貸付を受けることにより、生活の安定や向上が図られ、自立した生活に寄与したと推測できるため。	184件 (15年度)	220件	240件

(3) おもな取り組み

自立支援プログラムによる自立支援の促進

(担当：保健福祉部 生活援護分野)

就労による経済的自立のみならず、身体や精神の健康、社会的なつながりを回復、維持することにより地域社会の一員として自立した日常生活を支援するため、社会資源を体系的に整理、連携させ、組織的に対応する自立支援プログラムを推進します。

また、従来の法外援護のあり方を見直し、自立支援プログラムを補完するものとして、新たに創設された被保護者自立支援促進事業を推進し、生活保護世帯の自立を支援していきます。

利用しやすい福祉資金制度への移行

(担当：保健福祉部 生活援護分野)

低所得世帯や母子世帯などに対する各種の貸付制度を統合整理し、わかりやすい福祉資金制度へ整理します。

領域 . 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

1 . 10年後のまちの姿

「自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち

多くの区民によって、地域課題解決のための話し合いや共同行動などが積極的に進められ、暮らしやすいまちづくりの動きが広がっています。

町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、大きな役割を担っています。

住民による協働の動きが広まり、地域の団体活動が活発になって、NPOなどの新しい形の活動形態も広がっています。

区民は、必要な情報を、情報通信技術をはじめとする多様な方法で、速やかに入手できるようになっています。

身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、区民の意思にもとづいて運営され、多様な地域活動の拠点として生かされています。

政策等の「計画 - 実施 - 評価 - 改善」の段階ごとに参加するしくみが整い、区民の意思を反映した区政運営が進められています。

地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となり、区民にとって質の高いサービスを提供しています。

地域では、災害時への対応や防犯のための備えなど、安全、安心な暮らしを支えるための取り組みが、人々の力を生かしながら幅広く実践されています。

区の内外でのさまざまな交流を通じて、世界の国々や民族との相互理解の輪が広がり、平和な世界の実現に向けた努力が重ねられています。

2 . 現状と課題

地域では、町会や自治会が、長年にわたり防犯や防災、環境問題など区民生活を守る公共・公益活動に積極的に取り組んでいます。一方、地域には、地域の課題などについて幅広く区民が話し合う場として住区(地域)協議会があります。このほか、子育てや福祉で多くの地域団体による活動も幅広く行われています。地域活動の活性化に向けて、団体相互の連携を強化するとともに、新たな分野や活動形態への展開がますます求められてきています。

区政情報の提供は、区報やホームページ、区政資料センター、地域センター窓口などで行っていますが、情報が十分に迅速に提供されていない面もあります。ホームページを充実する

など、区民が必要な情報を、迅速かつわかりやすい形で提供していく必要があります。

地域活動を通じて、地域の中で公共・公益サービスを提供する団体も現れてきています。区が必要な支援を行いながら、多くの団体が質の高い多様なサービスの担い手になることが求められます。

地域では、町会・自治会単位に防災会が整備され、自主的な防災訓練などを行っています。地域団体による防犯パトロールなど、地域での防犯の取り組みも始まっています。「みずからの地域はみずから守る」という理念を、地域住民が共有し、より一層地域の防災・防犯力を高めていく必要があります。

国際理解・交流については、地域を中心に、身近な場で相互理解に向けた取り組みを広げていく必要があります。

3. 施策の方向

自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち	区民の公益活動推進
	皆に届くわかりやすい区政情報の提供
	区民の声を受け止め生かす区政の推進
	安全で安心な地域生活の推進
	平和・国際交流の推進

区民の公益活動推進

(1) 目標とする姿

町会・自治会をはじめとする地域のさまざまな団体を中心に、地域課題の解決のための話し合いや共同行動など、自主的な活動が幅広く展開されています。

公共・公益サービスの提供主体として、価値の高い多様なサービスを提供するさまざまな区民団体が活動しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
町会への加入率	地域への関心の高さとつながりを示すため。	50%弱 (推定値)	55%	60%

この1年間で、地域活動やボランティア活動に参加した区民の割合	区民活動への参加意欲の高さを示すため。	18.4% (16年度)	20%	30%
--------------------------------	---------------------	-----------------	-----	-----

(3) おもな取り組み

町会・自治会活動の推進の支援

(担当：区民生活部 地域活動分野)

区内全域にわたり、地縁団体として設置されている町会・自治会については、その活動の公益性を踏まえ、区との協働とともに、活動への支援を強化していきます。

地域団体活動の支援

(担当：区民生活部 地域活動分野)

地域のコミュニティ形成、地域課題の解決のための話し合いなど、区民の多様な地域自治活動の拠点を設け、地域自治の推進を支えます。地域住民の意思にもとづいて運営されるしくみをつくるとともに、区は、地域の自主活動の企画と運営が円滑に行えるように、支援・調整の役割を担います。この活動拠点は、現在の地域センターを活用し、名称を(仮称)区民活動センターとします。

公共・公益サービスの担い手育成

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

公共・公益サービスの分野に区民団体の力を活用し、サービス提供者の裾野を広げ、継続的・安定的な活動を行うことができる環境を整えます。事業提案制度の創設や基金などによる事業助成を行うとともに、活動支援の場として NPO 活動センターを区立施設内に開設します。

地域通貨の導入支援

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

地域ボランティアをはじめとする地域の支えあいの輪を築き、参加の裾野を広げるために地域通貨の導入を進めます。地域通貨は、助けを必要とする人の手伝いや環境配慮行動をしたときなどに通貨を受け取り、自分が助けを受けたときにその通貨を支払うしくみを基本とします。地域通貨の利便性や有効性を確保するためには、流通のしくみを確立する必要があり、関係団体と連携し、その取り組みを支援していきます。

住宅まちづくりの総合支援【再掲】

(担当：都市整備部 都市計画分野、住宅分野ほか)

だれもが暮らしやすい住まいづくりを、道路やオープンスペースの確保、緑化などによる環境改善、防災性の向上など、地域のまちづくりの課題と連動させながら進めます。

また、地域に住む人たちによる自主的なまちづくりの提案についても、積極的に相談などの支援を行います。

皆に届くわかりやすい区政情報の提供

(1) 目標とする姿

区民は、必要とする区の仕事や区政に関する情報を、インターネットの活用などを通じて、いつでも早く手に入れることができるようになっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区政情報が十分に提供されていると思う区民の割合	区政情報が、サービスの利用や、区民参加の推進に役立っているかどうかを示すため。	57.6% (15年度)	65%	70%
必要な区政情報を入手できると思う区民の割合	区政情報を必要とするとき、その情報を適切な方法で入手できているかどうかを示すため。	45.1% (15年度)	47.6%	50%

(3) おもな取り組み

皆に届くわかりやすい区政情報の提供

(担当：総務部 広聴広報分野ほか)

区民が必要とする情報を区報やホームページなどにより積極的に提供します。

とくにホームページでは、区民が区政情報を身近に入手できるよう、情報をわかりやすく整理し、いつでも必要なときに閲覧できるようにします。また、メール機能を活用し、区民が必要とする情報の公開・提供を積極的に行います。

さらに、外部委員による品質評価を行いながら、常に区民の立場にたったわかりやすい広報にしていきます。

GISを利用した情報の提供【再掲】

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

統合型GIS(地図情報システム)を構築し、福祉やまちづくりなどの情報を盛り込んだ電

子上の地図をホームページで区民に提供します。

ケーブルテレビ等を通じた映像情報提供の拡充

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

ケーブルテレビ等を通じて、議会中継や防災情報、地域情報など映像による区政情報の提供を拡充します。

ITを活用した情報提供のさらなる進展

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

IT化の進展を踏まえながら、区民への情報提供の手法について検討を進めるとともに、テレビ放送の地上デジタル放送への完全移行に伴い、既存の電波障害対策については見直しを行います。

区民の声を受け止め生かす区政の推進

(1) 目標とする姿

区政運営に対する意見や要望を届けるためのしくみが整い、多くの区民が積極的にそのしくみを活用して区政運営に対して意見を表明しています。

区民の声を共有化するしくみが整い、区民の声を反映した区政運営が進められています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区が区民の意見や要望を聴く姿勢を評価している区民の割合	意見や要望をしっかりと受け止めた区政運営が行われていることを示すため。	23.2% (15年度)	30%	40%

(3) おもな取り組み

区民の声を幅広く受け止める区政運営

(担当：全分野)

区政世論調査や各種統計調査などの分析を通じての民意の把握、また、「区民と区長の対話集会」、「わたしのアイデア便」や施策ごとの対話集会など区民が区政に対して意見を述べる多様な機会の提供により、区民の声を受け止め生かす区政運営を推進します。

区政への区民参加の推進

(担当：総務部 広聴広報分野ほか)

区政運営の「計画 - 実施 - 評価 - 改善」(PDCAサイクル)の各段階で、ワークショップや意見交換会、パブリック・コメント手続き、外部委員による行政評価など、区民が区政に参加するしくみを徹底します。

また、さまざまな場で区民から寄せられた意見や要望、苦情などの区民の声を整理・分析し、区政全体で共有しながら区政運営に生かしていくとともに、区政への反映結果についてもすみやかに区民に公開します。

安全で安心な地域生活の推進

(1) 目標とする姿

「みずからのまちはみずからで守る」という理念のもと、地域防災住民組織を核とした防災活動や災害要援護者への支援態勢など、地域が連携した取り組みが進み、地域の防災力が高まっています。

地域での安全な暮らしを支えるため、区や関係機関との連携が強化され、町会・自治会などによる防犯ボランティア団体との協働により、地域の防犯力が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
防災活動住民参加率	防災活動への住民の参加は、防災意識の向上につながり、中野のまちの安全度を高めることを示すため。	8.4% (16年度)	15%	20%
犯罪発生認知件数 中野区内 で認知された 年間の犯罪 件数	件数が減っていくことは、地域で安全な暮らしを支える取り組みが進んでいることを示すため。	6,850件 (15年度)	5,500件	5,000件

(3) おもな取り組み

地域の防災力の向上

(担当：総務部 防災分野)

地域全体の災害対応能力を高めるため、とくに地域防災力が低下する平日の昼間の対応として、中学生や女性を対象とした防災訓練や地域内の事業所と連携した防災訓練の実施に向けて支援を行います。また、災害時の物資の確保に向け、区内事業所との物資供給協定の締結を促進します。

地域の生活安全の向上

(担当：区民生活部 地域活動分野ほか)

防犯資機材の支給などにより、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、警察や消防等の関係機関との連携を強め、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

消費生活相談を充実し、消費者が良質な商品やサービスが選択できるよう啓発を行い、消費者の被害を防止します。

平和・国際交流の推進

(1) 目標とする姿

平和な世界の実現をめざして、市民レベルでの相互理解のためのさまざまな交流や自主活動が展開されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
地域での外国人との交流事業の参加者数	国際理解と平和への理解が進むことを示すため。	2,739人	3,500人	4,000人

(3) おもな取り組み

平和への取り組みの推進

(担当：総務部 平和人権分野ほか)

平和資料展示室を充実するなど、平和の意義の普及や平和交流などの事業を推進します。

国際交流の推進

(担当：総務部 総務分野ほか)

外国人が地域の中でいきいきと生活できるよう、日常生活に必要な情報や防災の情報を提供するとともに、区民レベルでの交流を促進します。また、学校における国際理解教育などを通じて、互いの文化や生活習慣の違いなどを理解し、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

領域 . 区民が発想し、区民が選択する新しい自治

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

1 . 10年後のまちの姿

「『小さな区役所』で、質の高い行政を実現するまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区は、区民の参加を保障する区政運営を行っています。

区は、税財源の確保、歳出の抑制、民間活力の活用など財政構造の改革に努め、持続可能な、安定した区政運営により、区民にとって満足度の高い、効率的な行政を進めています。

区民の安心な暮らしを守るため、区は適切な危機管理のしくみを整えています。

民間が行う公共サービスの質、量を確保するため、区による評価・監視のしくみを整えています。

さまざまな手続きや相談などについて、情報通信技術の利用によって区民の利便性が高まるとともに、区民と区の双方向による情報交換へと情報の伝達方法が変わっています。

情報通信技術を活用して、区民が情報を得たり、安全に取引したりすることが可能になるなど、生活の質を高める環境が整備されています。同時に、電子化された個人情報保護が図られています。

区立施設が適正に再配置され、使いやすい施設により、必要なサービスが効率的に提供されています。

2 . 現状と課題

パブリック・コメント手続きや外部評価など、区の政策形成への参加のしくみを整えてはいますが、手続きの件数も少ないのが現状です。区政運営のあらゆる段階で手応えのある区民参加が行われ、区民意見が庁内で共有され、適切に区政に反映されるしくみづくりが必要です。

現在の区の財政は硬直化しており、業務の民営化や民間委託など民間活力の活用も不十分な状態です。区民のニーズに基づく新たな課題や今後の施設需要に的確に対応できる行財政構造にしていく必要があります。区は危機管理ガイドラインを策定し、全庁をあげてリスク管理に取り組む体制を整えていますが、職員一人ひとりが常にリスクを意識し、いざという時に的確に対応していく必要があります。

公共サービスの監視や苦情処理については、福祉サービス苦情調整委員や権利擁護センターを設置していますが、区民が安心してサービスを選択できるしくみを充実させる必要があります。

申請や届出等の行政手続きは窓口での対応が中心であり、インターネット上で対応できるのは情報公開請求などごく一部です。区民が窓口に来なくても、いつでもどこでも手続き等ができるよう、インターネット上での対応業務を拡大していく必要があります。あわせて、電子情報セキュリティ対策を推進し、個人情報保護の徹底を図る必要があります。

区立施設は、数が多く、単独目的で設置され、老朽化しているものが多いのが現状です。また、区民ニーズにあった施設配置となっておらず、需給のアンバランスが生じています。区民ニーズに対応した再配置を行うとともに、既存施設の転用や複合化など施設の有効活用を図ることが求められます。

3. 施策の方向

「小さな区役所」 で、質の高い行政を実現するまち	区民満足度の高い小さな区役所の実現
	区民の暮らしを守る体制の整備
	便利で利用しやすい行政サービスの拡充

区民満足度の高い小さな区役所の実現

(1) 目標とする姿

小さな区役所では、区民の意思に基づいて、明確にされた目標の下、事業部が相互に連携しながら、2,000人の職員体制で、困難な行政課題に対応し、最小の経費で最大の価値を地域社会にもたらしています。

発生主義会計の導入により、民と同一の基準で分析・評価が可能な形で、効率的でガス張りの行政経営が行われる一方、公正・公平で創造的な政策に基づく行政運営が行われ、全国の自治体をリードする存在となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
ずっと住み続けたいと思う区民の割合	区民の中野のまちの利便性や地域性、環境や雰囲気などへの総合的な評価を示すため。	32.2% (16年度)	40%	50%
職員1人あたりの区民の数	少数の職員で行政サービスが効率的に実施されていることを示すため。	102人 (17年度)	117人	142人

(3) おもな取り組み

区民の意思を反映したPDCAの浸透

(担当：区長室 経営改革分野ほか全分野)

目標と成果による区政運営をより徹底、進化させ、「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のサイクル(PDCAサイクル)により常に改善を行い、区民の意思を反映した公平公正な政策づくりを進め、顧客満足を高めていきます。

政策の科学的研究の強化と区民の権利擁護の推進

(担当：区長室 政策計画分野ほか)

外部の専門家の力と職員の意欲と能力を組み合わせ、政策開発できるしくみを庁内に設置します。

また、行政運営の中で区民が受ける違法または不当な取り扱いをなくすとともに、不利益救済の簡易かつ迅速な解決を図るしくみを整え、区民の権利を保障します。

発生主義会計の導入

(担当：総務部 財務分野)

発生主義会計を導入し、資産やコストなどの経営情報の適確な分析と区民との情報共有を徹底する公会計の改革を行います。中長期の財務見通しを示し、計画的な財政運営を行うとともに、予算編成のしくみを複数年型予算へと変えていきます。

また、確実な歳入の把握と、歳入に見合った歳出規模で適正な予算編成を行い、決算時の剰余金については、繰越金として翌年度の予算に計上し、大型事業や積立基金の原資とします。

市場化テストの実施

(担当：区長室 経営改革分野、総務部 財務分野)

発生主義会計の導入などにより、民間とのコスト比較を容易にし、市場化テストなどを通じて、民間活力の導入と業務の効率化を進めます。

民間からの人材登用

(担当：区長室 経営改革分野、総務部 人事分野)

新規採用は極力抑制するとともに、多様な人材を確保するために、その時々が必要に応じて、任期付採用などにより民間からの登用や経験者採用を積極的に行い、変化の激しい行政課題に対応していきます。

業務の実態に合わせた転職や職種ごとの職員配置を適切に行い、職員の定数削減を進めるとともに、短時間・短期間職員の活用を拡大し、ワークシェアリングによる地域への雇用創出を図ります。

区民ニーズの変化に対応した区立施設の再編

(担当：区長室 政策計画分野、総務部 営繕分野ほか)

少子高齢化による人口構成の変化等による区民の施設ニーズの変化に適切に対応していくため、区立施設の再編を行います。再編により不用となった施設や土地については、他の機能への転換や民間への貸与などで有効活用を図ります。また、新たな施設整備のための財源として、必要に応じ売却も検討します。

区民の暮らしを守る体制の整備

(1) 目標とする姿

区民の安心と安全を脅かす事態が未然に防止され、また、災害や事件・事故が発生した場合には被害をできる限り最小限に食い止める対策が構築され、区民の暮らしが守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
区民の危急時に的確に対応できる職員の割合	区民の危急時に、身近に接した職員が初期対応を行うことができることを示すため。	4.5% (16年度)	100%	100%

(3) おもな取り組み

危機管理体制の整備

(担当：総務部 防災分野ほか全分野)

自然災害をはじめ、重大な事件・事故や健康被害などの事態発生に備えた情報連絡体制の確立とともに、危機管理対策会議を経て設置する各対策本部が機能し、被害を局限する措置を円滑に講じられるよう体制整備を図ります。

事業を行う上で想定されるリスクを常に分析・評価し、リスクの回避や軽減などに対応するリスク対策を徹底して実施します。

危急時に的確に対応できる職員づくり

(担当：総務部 人事分野)

全職員が救急救命の基礎的知識・技能を修得し、危急時の初期対応ができるようにします。

子どもの安全対策の強化

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか)

不審者や事件・事故の情報など、緊急時の子どもの安全に関する情報を、インターネットや携帯電話のメールを活用して、保護者に迅速・的確に伝達します。

また、学校開放事業や子どもの育成などで地域の人が学校を訪れる機会が増え、学校がより地域に開かれていく中で、地域の人とともに学校の安全性を高めていきます。

便利で利用しやすい行政サービスの拡充

(1) 目標とする姿

区民が、いつでもどこからでもインターネット環境を活用して、必要な情報を得ているとともに、各種行政手続きができる環境が整っています。

コンビニエンスストアなどの利用、窓口開設時間の拡大などにより、窓口サービスの利便性が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	21年度 目標値	26年度 目標値
電子申請対応件数 区の申請事務のうち、電子上の手続きが可能なものの件数を示す数値	各種の手続きが即時に可能になる電子区役所の実現状況を示すため。	14 (16年度)	500	対応可能 全手続き
利用者満足度(アンケート調査)	窓口サービスの利便性、迅速性、正確性などの満足度を示すため。	93% (15年度)	95%	97%

(3) おもな取り組み

電子区役所の構築

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

区政に関する情報は、すべてインターネットを通じて区民が得ることができるようにします。申請・届出等の行政手続きについては、インターネットを利用した手続きのオンライン化を進め、区民の利便性の向上と申請事務の効率化・簡素化を図ります。また、契約手続きについても電子入札を実施します。

マルチペイメントネットワークシステムを導入し、使用料・手数料、税、保険料などをパソコ

ンや銀行のATMなどから納付できるようにすることで、区民の利便性の向上と収納事務の効率化・簡素化を図ります。

施設を利用する区民が、インターネットから施設の予約や空き状況を確認できるシステムを構築します。

GISを利用した地図情報の提供

(担当：総務部 情報化推進分野ほか)

統合型GISを構築し、福祉やまちづくりなどの情報を盛り込んだ電子上の地図をホームページで区民に提供します。

窓口サービスの効率化と利便性の向上

(担当：区民生活部 戸籍住民分野ほか)

地域センターの業務窓口を、取り扱い事務量や距離などを考慮し、5か所程度に集約して効率化を図る一方、区立施設やコンビニエンスストアなどを活用した証明書の交付を行います。

夜間窓口の取り扱い業務の拡充、駅などの交通結節点における業務窓口の開設など、24時間窓口サービスへ向けた取り組みも進めていきます。

第4章 持続可能な行財政運営のために

1. 行政革新

いま自治体は、分権改革の流れの中で、みずからの自治の基盤を強め、自己決定・自己責任により、住み良い地域社会をつくる新しい時代にふさわしい姿を描くことが必要となっています。

区は、これまで安定した財政基盤をつくるため、前例にとられない大胆な事務事業、財政、組織、人事などの改革に取り組んできました。

平成15年度からは、すべての行政活動について区民の価値を重視する観点から、目標を設定し、その目標達成のための手段を明らかにして、さらに、その成果を客観的に評価し、不断の改善を行う、「目標と成果による区政経営」を行ってきました。区は、この計画 - 実施 - 評価 - 改善のサイクル(PDCA サイクル)を完成させ、戦略的に施策の選択と集中を行い、機動的かつ簡素で効率的な組織を構築していきます。

これからの自治体は、区民やコミュニティ組織、NPOその他の民間セクターなど多様な主体と協働し、それらをコーディネートする地域経営に転換していく必要があります。職員も民間における市場競争原理やノウハウを積極的に導入し、地域のさまざまな主体による新しい公共のしくみづくりを支援・調整し、区民により高い価値を提供していく高度な能力が必要です。

区では「行政革新」を強力に進め、持続可能な行政運営を行い、「小さな区役所」を実現していきます。

(1) 発生主義会計の導入

区では、平成14年度から発生主義に基づく財務諸表(バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書)の作成を実施しています。財務諸表の作成により、財政状態が一目でわかるという効果があります。借金をして何に投資したのかを明示することによって、公債の世代間負担の状況がわかりやすくなり、区民による区財政の統治(ガバナンス)の強化につながります。

これまで公会計は、現金の収支のみに着目して計理する現金主義会計でしたが、この会計の方式では、区の経営状況や財産状態を把握できないという問題が生じます。

このため、将来の負担を含めて、区財政の実態を正しく把握するためには、従来の現金主義会計にあわせて企業会計方式と同様の発生主義によって、決算を表すことが有効であると考えられます。

(2) 複数年型予算の導入

予算編成にあたっては、3年間程度の事業規模に相応する予算総額の中で、編成・管理できる方式を導入し、成果重視で柔軟かつ効率的な事業執行を可能とします。

(3) 新しいコスト分析手法の活用

現在、行政サービスそのものがどれくらいの価値(価格)を持つものなのか、提供に際していくらのコストがかかっているのか、不透明でわかりにくい部分が多くあります。そこで、民間企業で用いられている活動基準原価計算(ABC分析)等の分析手法を導入することによって、直接経費の把握に重点をおいていた従来のコスト算出から、間接経費も含めたトータルコストを算出し、真のコストに見合う効果が得られているか、また、効率的にサービスが提供されているかについての評価を可能にし、行政革新につなげていきます。

(4) 市場化テストの実施

区では、民間の活力を生かした施策展開を進め、効果的かつ柔軟な区民サービスを提供していくため、民間事業者やNPO法人等に区の業務を委託し、あるいは移管してきました。

今後、公共部門サービスに市場原理を導入し、行政と民間事業者が同じ土俵で競い合いながら、よりよいサービスを効率的に提供する市場化テストを実施していきます。

市場化テストは、政府や自治体などと民間事業者の双方が対等な立場で競争を行い、もっとも優れた価格や質、高効率のサービスを提供できるものが業務を実施する新しいしくみです。区、民間を問わず、公共サービスのコストダウンと質の向上を図るものであり、区にとっては、競争圧力による改善意欲の向上、民間にとっては、行政サービスへの新たなビジネスチャンスが生まれる効果が期待されます。

(5) 政策の科学的研究と開発の推進

分権時代の中で、これからの自治体は、時代のニーズを的確に把握し、区民が真に必要なとする価値を政策として立案していく能力が求められます。また、政策の開発・研究及び立案にあたっては、さまざまな情報やデータの収集・科学的な分析が必要であり、外部の専門家の力と職員の意欲と能力を組み合わせることで研究開発のしくみを庁内に設置し、組織的に取り組みを進めます。

(6) 法令遵守(コンプライアンス)と区民の権利擁護

区民に信頼される区政を進めるために、法令などの規範を遵守し、適法で健全な行政運営を行うしくみを整備していきます。すでに中野区職員の公益通報に関する要綱を制定し、行政運営上の違法な行為などによる公益損失の防止に努めていますが、さらに職員が適正に職務を遂行するための拠りどころとなる職員倫理原則を定めるなど、コンプライアンスを組織の中の文化として浸透させていきます。

また、さまざまな法令等に基づき、区民が区との関係で権利主体となることが増加しています。区が行う福祉サービスについては、区民の権利、利益を救済する制度が設けられていますが、さらにすべての行政運営の中で、区民が受ける違法または不当な取り扱いをなくすとともに、不利益な取り扱いがあった場合には、簡易かつ迅速にその解決を図るしくみを整え、区民の権利を保障していきます。

(7) 成果主義による人事システムの完備

行政革新を真に実効あるものにしていくためには、職員の意識改革と資質の向上は不可欠です。縦割りで自己の仕事の守備範囲を超えることのできない意識と行動を打破し、区民サービスの担い手として区民の求める価値を常に考える組織文化を築いていくことが必要です。

これまで取り組んできた「目標と成果による管理」を一層推進します。公務労働に適した業績評価の方式を確立するとともに、成果に見合った昇給・昇格、成績率の導入など、人事管理システムの成績主義を徹底し、成果を出した職員が適切に評価されるしくみを完成させます。

簡素で効率的な組織でのもとで、職員は、より困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが求められますが、適正に評価されることにより、やる気と生きがいを感じる職員の育成に努めます。

(8) 柔軟で多様な職員の任用と職種構成

公共サービスが多様な担い手によって、柔軟かつ効率的に提供される中で、区の職員の役割や能力も変化してきています。

このため、専門知識や経験を有する外部の人材を区政運営に生かすための一般職任期付職員の採用、柔軟な執行体制を実現するための任期付短時間勤務職員制度の活用を行います。また、職員の職種構成を業務の実態に合わせて再編し、職員定数の削減を進めます。

短時間・短期間職員の活用を拡大し、超過勤務手当の圧縮とワークシェアリングによる地域への雇用創出を図ります。

2. 財政運営の基本的な考え方

(1) 基本方針

過去の財政運営の弱点の克服や国の三位一体改革の進捗状況を考慮するため、平成17年度から平成20年度までの期間を財政安定化期間とし、計画的な財政運営を行います。

毎年度の予算は、確実な歳入の確保の見通しを立て、可能な限り、財源対策を行わない歳出規模の予算編成を行うように努めます。

複数年で予算を編成・管理できる方式を導入し、3年間程度の事業規模に相応する予算総額の中で、各事業部が事業の進捗状況や住民ニーズの把握、国等の制度改正などに合わせ、柔軟に予算を編成できる方式にします。

歳出予算では、年度間の歳入増減を安定化する財政調整基金、事業量を安定的に維持する施設整備・道路公園基金、一時的に多額の費用が必要な建設・まちづくりなどの特定目的基金を、計画的に積み立てます。

なお、この財源は、基本的に前年度の決算時における歳計剰余金をあて、当初に確実に計上します。

起債額は、財政圧迫の要因となるため、毎年度の公債費を一般財源の10%を上限とします。

また、この額を超えて起債を計画する場合は、事前に減債基金を積み立て、財政運営の安定化を図ります。

公債費のうち、一括償還分は減債基金により支出します。基金の積立額は、5年償還ものは起債当初から元金、利子の5分の1を償還年まで積み立てます。10年ものは10分の1とします。

政策的な経費は、起債、基金の取り崩しにより、経常経費の見直し分と合わせて確保します。

施設維持経費は、起債、基金の取り崩しにより運営し、毎年度の一般財源の負担をなくします。

(2) 財政のマネジメントサイクルの改革

持続可能な財政運営を実現するために、柔軟かつ適切な予算編成、コスト管理を重視した執行管理、計画的な基金の積立を行います。

予算編成

- ・ 歳入に見合った歳出規模 適正な予算編成
- ・ 成果重視で柔軟かつ効率的な事業執行を可能 複数年予算編成
- ・ 行政評価の活用 前々年度評価の確実な反映

執行管理

- ・ 事務改善、事務事業の見直し コスト削減
- ・ 行政評価の活用 評価に伴う事業執行の工夫、コスト削減

決算処理

- ・ 歳計剰余金(繰越金として翌年度予算に全額計上) 大型事業・基金積み立ての原資として活用
- ・ 行政評価の活用 成果の達成度やコスト削減の検証

(3) 歳入・歳出の見込み

現在検討されている、国の三位一体改革(補助負担金の見直し、地方交付税の見直し、税源の移譲)の取り組み内容は依然不透明なままですが、国庫補助負担金の削減については、税源を国から地方に移譲し、地方がみずからの判断と責任で事業の実施・運営していくことをめざして行われるものです。税源移譲による収入の増は、当然、区として将来にわたって必要な事業経費も含まれ、計画的な事業実施のためには、基金への積み立てなどを行っていく必要があります。

なお、平成12年の都区制度改革による特別区交付金の都区間の財源配分についても、都区間で平成17年度までに残された課題を解決することになってはいますが、未だ結論が出ていません。今後も都区間の協議の推移を注視していきます。

(4) 景気変動への対策

景気変動に対応し、年度間の歳入増減を調整するための財政調整基金については、年度当初に計画的に積み立てるとともに、その取り崩しや活用についても計画的に行います。

(5) 計画的な施策の実施

基金の積み立て

施設の改修や改築、道路や公園の整備など社会基盤整備に必要な財源については、財政調整基金と同様に、基本的なルールを定めて、毎年度計画的に積み立てるとともに、その取り崩しについても計画的に行います。

また、現在ある基金のほかに、道路・公園整備基金、まちづくり基金などの新たな特定目的基金を創設します。

長期施設保全計画

区有施設については、長期施設保全計画に基づいて予防保全、計画修繕を進め、長寿命化を図りながら、区民の財産として安全で快適に利用できるようにします。

(6) 将来負担への対策

まちづくりや施設の整備などについては、将来その利益を享受する区民の税からも負担することにより、世代間の負担の公平を図るため、起債(借入れ)を活用していきます。その際借入れの返還を計画的に実施していくため、毎年度の起債の限度額を決めます。

(7) 事務経費の削減

徹底した事務事業コストの削減

事務事業の見直しは、区の施策のすべてについて、「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のPDCA サイクルを機能させる中で行います。目標を掲げ、事業を執行し、成果を評価していきますが、評価にあたっては、時代の変化に対応した事業展開となっているか、区

の役割かどうか、民間が提供した場合とのコスト比較はどうかなどについて検討し、徹底した事業コストの削減を図っていきます。

また、事務管理費についても、事務の集中化・標準化による効率性の向上、IT化や外注化により一層のコスト縮減を図ります。

民間活力の活用

地域で活動するさまざまな民間団体による新たな公的サービスについては、区はサービスの質・量の確保を担保しつつ、民営化、委託化やPFI制度の活用などを行い、市場の競争原理を活かし、より効率的で柔軟な提供を図ります。

契約事務の改革

業者や製品指定の指定理由を厳密にするほか、継続契約における業者指定についても、一定の期間(3年間)ごとに競争入札を行い、コストの削減を行います。

また、一般競争入札に電子入札方式を導入するほか、予定価格の公表や入札における最低制限価格の設定など、適正かつ透明性のある技術力競争ができる方法に変えていきます。

(8) 給与関係費の改革

現在支給されている特殊勤務手当のうち、危険手当等の3手当を除く手当の廃止や時間外勤務手当の縮減、退職手当の退職時勸奨退職上乘せの見直しのほか、財政安定化期間中の互助会への負担金は休止します。

(9) 臨時的な財源対策

新たな施策展開や施設再整備のために、計画的な用地の売却を行います。

17中室政第 1236 号
新しい中野をつくる10か年計画 素案

平成 17 年(2005 年)8 月発行
164-8501 東京都中野区中野4 - 8 - 1
中野区区長室政策計画分野(計画担当)
電話03(3228)5572 ファクシミリ03(3228)5643
メールアドレス seisakukeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp